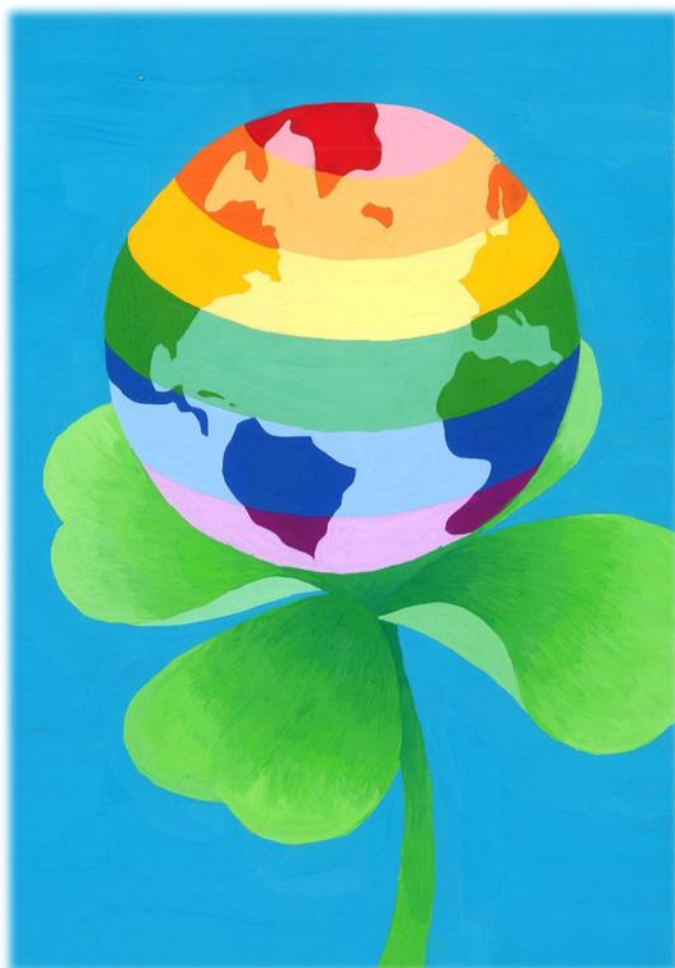


人権に関する社会教育指導資料

人権ワークショップ 2019



栃木県教育委員会事務局生涯学習課

はじめに

栃木県では、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」(平成 15 年 4 月 1 日施行)や「栃木県人権施策推進基本計画(2016~2025)」に基づき、全ての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現のため、人権尊重の社会づくりを総合的に推進しています。

県教育委員会は、これらの趣旨を踏まえ、「栃木県人権教育基本方針」(平成 13 年 11 月 6 日決定)に基づき、「栃木県教育振興基本計画 2020—教育ビジョンとちぎ—」の基本施策の一つに「人権尊重の精神を育む教育の充実」を位置付け、「人権教育推進体制の充実に向けた支援」、「人権教育指導者の養成と資質・能力の向上」、「学習内容及び方法の改善・充実と啓発の推進」に取り組んでいます。

令和 2 (2020) 年はいよいよ東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、外見や文化、習慣などが異なる人々が互いの違いを尊重し合い、対等な関係を築いていこうとする気運を一層高める機会となることが期待されます。一方、社会の急激な変化の中で、新たな人権問題が明らかになるとともに、日本固有の人権問題も依然として存在しています。これらの社会情勢や本県の社会教育における人権教育推進上の方針を踏まえ、今年度は、身近な社会の中にある「様々な人権問題」や個別の人権問題である「インターネットによる人権問題」「災害に伴う人権問題」「性的指向・性同一性障害者にかかわる人権問題」「北朝鮮当局による拉致問題等」について取り上げました。また、人権教育指導者への支援につながるよう、実際の学習場面で活用可能な資料の充実を図りました。

本資料が、社会教育をはじめ、様々な学習の場において、人権教育の推進に資するよう活用いただければ幸いです。

令和 2 (2020) 年 3 月

栃木県教育委員会事務局生涯学習課長 野原 正祥

目 次

○はじめに

○目次

○資料の構成、資料の使い方 ----- 1～3

○栃木県における人権教育の推進 ----- 4～8

○学習プログラム

1 【様々な人権問題】 ----- 9～18

みんなの相談室～悩みを共有し、ともに生きる社会をつくろう～

2 【インターネットによる人権侵害】 ----- 19～24

インターネットは便利だけど・・・

3 【災害に伴う人権問題】 ----- 25～31

もし、避難所生活になったら・・・

4 【性的指向・性同一性障害者にかかわる人権問題】 ----- 33～40

誰もが自分らしく生きるために～多様な性を認め合える社会を目指して～

5 【北朝鮮当局による拉致問題等】 ----- 41～48

フィルムフォーラム「めぐみ」

○参考文献、編集委員 ----- 49

○奥付

資料の構成

令和元（2019）年度の「人権に関する社会教育指導資料人権ワークショップ2019」は
県内関係各所にデジタルデータ（CD）で配布しています。



本資料の説明

- ・はじめに（表紙、挨拶）
- ・資料の構成、資料の使い方
- ・栃木県における人権教育の推進
- ・参考（参考文献、編集委員、奥付）

収録データ数

・資料 4



学習プログラム1【様々な人権問題】

みんなの相談室 ～悩みを共有し、ともに生きる社会をつくろう～
相談者や相談を受ける立場になり、悩みを打ち明けたり、その悩みに対しての自分の考えを発表したりする活動をとおして、様々な人権問題を自分自身の身近な問題としてとらえ、人権問題への認識を深めます。

・展開案 1
・資料 4
・ワークシート 1
・スライド 1



学習プログラム2【インターネットによる人権侵害】

インターネットは便利だけど・・・

インターネットによる人権侵害について理解を深め、それらの人権侵害をなくすために自分自身が気を付けることについて考えます。

・展開案 1
・資料 3
・ワークシート 1
・スライド 1



学習プログラム3【災害に伴う人権問題】

もし、避難所生活になったら・・・

災害発生後の避難所においては、様々な困り事や不安が生じることに気が付き、その中でお互いの人権が尊重されるためにはどのような配慮や支援、心掛けができるかを考えます。

・展開案 1
・資料 3
・ワークシート 1
・スライド 1



学習プログラム4

【性的指向・性同一性障害者にかかわる人権問題】

誰もが自分らしく生きるために

～多様な性を認め合える社会を目指して～

性の多様性にかかわる正しい知識と認識を持つとともに、周囲に理解されないことによる性的少数者の生きづらさを知り、性的少数者が自分らしく生きていくことができる社会をつくるために、心掛けたいことや自分にできることについて考えます。

・展開案 1
・資料 3
・ワークシート 2
・スライド 1



学習プログラム5【北朝鮮当局による拉致問題等】

フィルムフォーラム「めぐみ」

拉致問題啓発アニメ「めぐみ」を視聴して、拉致という行為が重大な人権問題であることを知り、他人事とせず、その解決を願う意識を高めます。

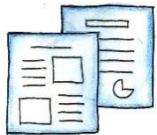
・展開案 1
・資料 5
・ワークシート 1
・スライド 1

資料の使い方



デジタルデータの活用

学習プログラム1から5の各フォルダには、「展開案」、「ワークシート」、「資料」、「スライド」のデータを収録しています。これらのデータを活用することで、資料の印刷などの準備作業が容易になるほか、スライドデータを投影しながら学習を進めることができます。



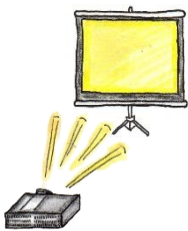
展開案

学習の展開や留意点などが確認できます。



ワークシート・資料

そのまま印刷して使用できます。



スライド

スライドのデータをプロジェクタ等で投影しながら学習を進行することができます。

※パソコン、プロジェクタ、スクリーンの準備が必要です。

学習のねらいや学習者の実態に合わせて、内容のアレンジを行うことが可能です。

CDに収録したファイルは読み取り専用で開きます。編集する際は、HDDやUSBメモリ等にファイルを保存して行ってください。



連続講座のための学習プログラムの位置付け

「様々な人権問題」に関する学習プログラムを連続講座の第1回目に位置付け、個別の人権問題を第2回目以降に位置付けるなどして、連続講座の内容として活用が可能です。

【構成例】

○第1回講座

「様々な人権問題」の学習プログラムを実施する

○第2回講座以降

個別の人権問題を扱った学習プログラムから選択して実施する

第1回講座
学習プログラム1 【様々な人権問題】



第2回講座以降～
学習プログラム2～5 【個別の人権問題】

※個別の人権問題を扱ったプログラムは、過年度の指導資料にも多数掲載されています。講座のねらいに合ったものを選んで実施してもよいでしょう。

※子育て講座や高齢者の生きがいづくり講座などの、連続講座の一つとして、学習プログラムを組み込むことも可能です。



過年度の指導資料について

栃木県では、昭和 53(1978)年度から指導資料の作成に計画的に取り組んできました。平成 9(1997)年度から、同和教育に参加体験型学習(ワークショップ)を取り入れた「社会同和教育指導資料」、人権教育に発展的に再構築された平成 14(2002)年度からは、「人権に関する社会教育指導資料」を作成しています。

平成 14(2002)年度以降の資料に関しては、ホームページに掲載していますので、御活用ください。

栃木県 人権 指導資料

検索

人権ワークショップ2018について

平成 30(2018)年度から、人権に関する社会教育指導資料を県内関係各所にデジタルデータ(CD-ROM)で配布しています。講座で活用できるスライド(パワーポイント)も掲載されていますので、御活用ください。



【本資料の説明】

資料の構成、資料の使い方、栃木県の人権教育の取組など、資料活用のための留意点を掲載しています。



【学習プログラム - 様々な人権問題①】

社会の中にある様々な人権問題を確認しながら、人権について継続して学ぼうとする意欲を高めます。



【学習プログラム - 様々な人権問題②】

日常生活の中の人権に関わる場面を基にして、人権が尊重された社会を築いていくために大切なことを考えます。



【学習プログラム - 子どもの人権】

子どもへの見方や接し方を振り返り、子どもの人権を尊重するよりよい関わり方について考えます。



【学習プログラム - 同 和 問 題】

同和問題の解決のために、同和問題を正しく理解し、自分が心掛けたいことや必要なことを考えます。



【学習プログラム - 外国人の人権】

在日外国人への理解を深め、共に住みよい社会を実現するために、必要なことやできることについて考えます。

栃木県における人権教育の推進



人権教育の取組

栃木県教育委員会では、「栃木県人権教育基本方針」に基づき、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」（平成 15 年4月1日施行）及び「栃木県人権施策推進基本計画（2016～2025）」等を踏まえ、県内すべての学校すべての地域において人権教育を推進しています。その推進に当たっては、「栃木県教育振興基本計画 2020—教育ビジョンとちぎ—」のもと、各種施策に取り組んでいます。

栃木県人権教育基本方針

栃木県教育委員会

平成13年11月6日決定

平成14年 4月1日実施

人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利である。我が国の人権に関する現状を見ると、性別、社会的身分又は門地等による不当な差別が今なお存在し、また、少子高齢化、国際化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている。これらの課題を早急に解決して、一人一人の人間が尊厳をもつかけがえのない存在であるという考え方が尊重され、守られる社会を作っていくことが求められている。

栃木県教育委員会は、人権の共存を人権尊重の理念とし、人権教育を人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動ととらえ、人権教育が、様々な人権に関する課題解決において極めて大きな役割をもつとの認識の下に、日本国憲法並びに教育基本法の精神にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等を踏まえ、次の基本方針により人権教育を推進する。

- 1 すべての学校すべての地域において、人権尊重の精神の涵養を目的に、組織的、計画的に推進されるよう、推進体制の整備・充実を図り、積極的な推進に努める。
- 2 学校教育においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促すように努める。
- 3 社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるように努める。
- 4 指導者の養成及び研修については、計画的に実施し、資質の向上に努めるとともに、その活用を図る。
- 5 各実施主体は、生涯学習の観点に立って、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図り、総合的かつ効果的な推進に努める。
- 6 推進に当たっては、学校や地域の実情等に応じ、人権に関する現状を正しく把握して取り組むとともに、教育の中立性の確保に努める。



人権教育の目的と推進の内容

人権とは、人間の尊厳に基づく人間固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利を意味します。

栃木県の人権教育は、すべての人々が互いの人権を尊重し、共に生きる社会を実現するため、人権尊重の精神の涵養を目的としています。また、推進に当たっては、教育活動全体をとおして、「人権が尊重された雰囲気や環境に関すること」、「豊かな人間性に関すること」、「人権意識に関すること」の三つの内容を扱うこととしています。三つの内容は、それぞれに相互補完し合うものです。

人権尊重の精神の涵養

豊かな人間性に関すること

生命を尊重する心などの倫理観、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心、個性を認め合う心、他者との共生や異質なものへの寛容性などを育てます。

【社会教育では…】

- ☆ 家庭、学校、地域社会の相互連携を促進し、自然体験活動などの様々な体験活動の充実を図ります。
- ☆ ボランティア活動などの社会貢献活動が推進されるよう環境整備に努めます。
- ☆ 各種の学級、講座等を通じ、学習者同士の交流を深めます。

人権意識に関すること

人権に関する知識や技能のほか、感性や人権感覚も含め、人権を尊重できる意識を高めます。

【社会教育では…】

- ☆ 「様々な人権問題」を扱う学習機会を意図的・計画的に設けます。
- ☆ 学習者のそれまでの学習状況や人権問題に対する理解度、地域の実情及び学級・講座等のねらいや学習者の構成などを踏まえ、課題を取り上げます。

三つの内容

人権が尊重された雰囲気や環境に関すること

一人一人を大切にされた雰囲気や環境（言語環境、学習環境等）をつくります。

【社会教育では…】

- ☆ 学習者を取り巻く環境づくりをとおして、人権教育の目標達成を目指します。そのために、一人一人の人権が尊重された雰囲気を醸成するとともに、学習過程そのものも人権が尊重された環境の中で行われるよう、常に配慮します。

※詳細は、「平成 31（2019）年度人権教育推進の手引」（栃木県教育委員会）を参照



社会教育における人権教育

社会教育における人権教育の実践に当たっては、幼児から高齢者までの生涯の各時期における様々な教育活動において、人権が尊重された雰囲気や環境の中で、豊かな人間性を育てることや人権意識を高めていくことが重要です。人権問題をテーマとした事業に加え、すべての事業を人権の視点から見直し、公民館等の社会教育施設で実施している青少年教育事業や家庭教育支援事業、高齢者対象事業等に人権教育推進の三つの内容を適切に位置付けることや、参加者がより主体的に学ぶことができるようにすることが求められます。



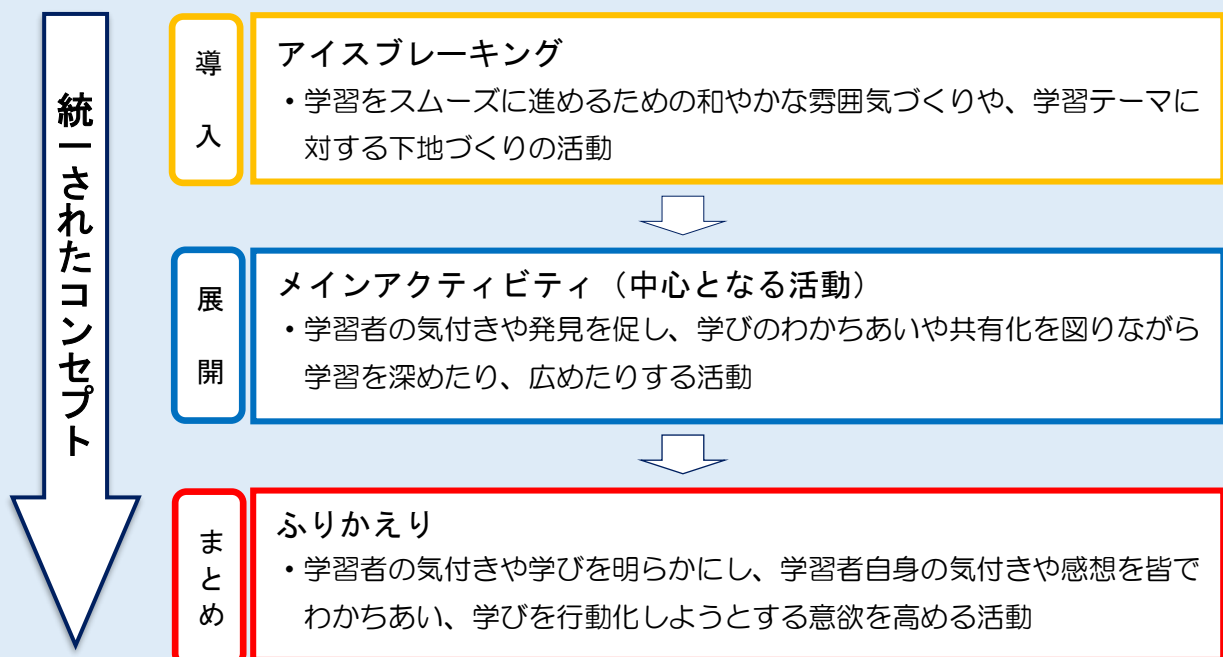
参加体験型学習（ワークショップ）の学習方法

社会教育における人権教育の学習方法には、「参加体験型」や「講義型」、「広報紙型」などがあります。本資料では、「参加体験型」を取り上げています。

参加体験型学習は、学習者の主体的な活動とコミュニケーション、気付きを大切にしながら、人権感覚を磨き人権意識を高める学習のことです。本県では、参加体験型学習をワークショップと呼んでいます。

参加体験型学習（ワークショップ）の手法を取り入れた学習を構成する三つの要素

ワークショップの学習展開計画は、統一されたコンセプト（一貫したねらい）のもと、原則としてアイスブレイキング、メインアクティビティ（中心となる活動）、ふりかえりの三つの要素で構成されます。





ファシリテーターの役割

参加体験型学習を進行する人を、本資料では「ファシリテーター」と呼んでいます。ファシリテーターは、「促進者」という意味です。和やかな雰囲気づくり、学習者同士のコミュニケーションの支援、気付きから行動につなげるための声かけなど、ねらいの達成に向けて学習者の活動を促進する役割を担います。

学習前

- 学習者の構成やニーズを考慮する。
- ねらいに合ったアクティビティを組み合わせて、プログラムをつくる。
- 会場の照明、机、いす、使用する用具等に不具合はないか確認する。
- 年齢、所属、居住地などに配慮して、4～6人のグループに分ける方法を決定しておく。



導入

- アイスブレイキングをとおして学習者の緊張をほぐし、安心して参加できる雰囲気をつくる。
- 学習のねらいを確認する。
- 「三つの約束」を呼びかける。
(「三つの約束」はP8参照)



展開

- 学習者の反応や状況に応じて、内容や時間配分の対応を柔軟に行う。
- 全体を見渡して、学習者の活動状況を把握することに努める。
- 一人一人の発言に耳を傾け、プログラムの進行に生かす。
- 正確な情報を提供する。



ふりかえり

- 振り返りの時間を十分に確保する。
- 結論やあるべき姿などを話してしまわないよう、十分に留意する。
- 学習者の気づきを促し、今後の態度や行動につなげるための声かけをする。



今日の学習では、素敵な気づきがありましたね。ほかの人の気づきからも新たな気づきが生まれますね。



学習後

- PDCA（Plan：企画→Do：実施→Check：評価→Action：行動）のサイクルに沿って、プログラムの評価改善を行う。
- ファシリテーター自身の進行の仕方や学習者への対応を振り返り、今後に生かせるようにする。



アクティビティ1の活動では、積極的な意見交換が行われていたから、内容や関わり方は適切だったね。

この人権問題を扱うときは、分かりやすい説明資料を準備したほうがいいな。

三つの約束

参加体験型学習の手法を用いた学習において、ねらいの達成のために学習者とファシリテーターがお互いに心掛けることです。



- 意見を押しつけない。
- 発言を強制しない。
- 個人情報を守る。 など、ファシリテーターも心掛けなければならない約束事ですね。

尊重

互いの考えや感じ方を
尊重しよう

- 相手の意見に耳を傾けましょう。自分の気持ちにも耳を傾けてみましょう。
- 発言を批評したり、自分の意見を押しつけないようにしましょう。
- 一人で話しすぎないようにしましょう。

参加

プログラムに
積極的に参加しよう

- 参加者一人一人が、積極的に参加するように心掛けましょう。
- 発言は、強制ではありません。聞いているだけでも十分参加していることとなります。

守秘

参加者の個人情報は
持ち帰らない

- 学習者が本音で語り合う内容には個人情報が含まれる場合があります。お互いに「守秘」の約束を確認することで、安心して話ができる環境を作りましょう。

学 習 プ ロ グ ラ ム

みんなの相談室

～悩みを共有し、ともに生きる社会をつくろう～

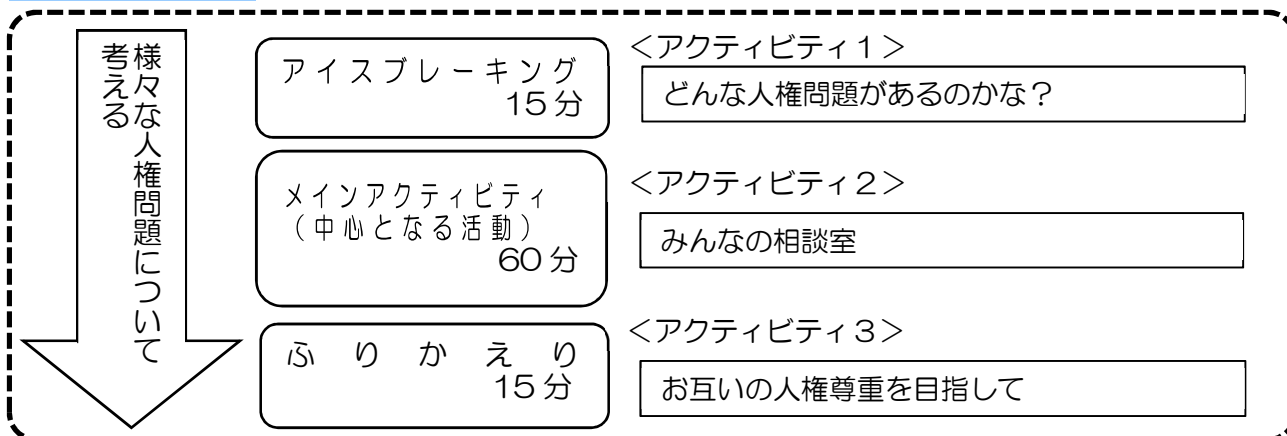
様々な人権問題

ねらい

相談者や相談を受ける立場になり、悩みを打ち明けたり、その悩みに対しての自分の考えを发表或しする活動をとおして、様々な人権問題を自分自身の身近な問題としてとらえ、人権問題への認識を深めます。

時間	90分	人数	1グループ4～6人（3グループ以上が望ましい）
準備	資料①・②・③・④ ワークシート 封筒 筆記用具		

学習の流れ



<アクティビティ1> どんな人権問題があるのかな？

活動のねらい

現在の日本には、今なお不当な差別が存在し、解決を目指す様々な人権問題があることを知ります。

実施の際のポイント

最初に、ファシリテーターが最近のニュースなどから人権問題に関する話題を例として取り上げ、人権問題とはどのようなものかをイメージしやすいようにします。

ここでは、短い言葉で箇条書きにするように伝えます。

参加者には、具体的にどのようなことが人権問題だと感じているのかを補足しながら意見交換をするように促します。

活動の進め方

〈準備〉ワークシート 資料①

- 1 4～6人のグループをつくり、簡単に自己紹介をします。（所属、名前、最近うれしかった出来事等）
- 2 現在の日本には、どのような人権問題があるかを考え、各自でワークシートに記入します。
- 3 ワークシートをもとにグループで意見を交換します。
- 4 資料①「様々な人権問題」を受け取り、現在の日本には解決をしなければならない様々な人権問題があることを知ります。

<アクティビティ2> みんなの相談室

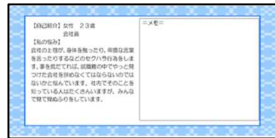
活動のねらい

様々な人権問題について、相談者や相談を受ける立場になって考える活動をとおして、人権を自分自身の身近なこととしてとらえられるようにします。

活動の進め方

〈準備〉 悩み事カード（資料②・③の悩み事カード作成の手順・留意点を参照して作成／封筒にグループの人数分を用意）

- 1 各グループに、悩み事カードが人数分入った封筒を配ります。
- 2 各自、封筒の中のカードを1枚ずつ引きます。
- 3 一人につき5～10分間、悩み事カードに書かれている悩みをグループで相談し、グループのメンバーはその問題について自分でどのように考えるか意見を出し合います。
- 3 一人目の相談者が終わったら、以下、最後の人まで進めます。メンバーからの意見はカードのメモ欄に相談者がメモをします。
- 4 全員が終わったら、グループを解体し、同じ悩みを抱えた者同士で新しいグループをつくります。
- 5 新しいグループでは、それぞれがもとのグループで出されていた意見を発表し、それらを基に実際に自分たちにできそうなことを話し合います。
- 6 5のグループでそれぞれどのような話し合いが行われたか、全体で発表します。
- 7 最初のグループに戻り、アクティビティをとおして考えたこと、気付いたことを中心に振り返ります。



実施の際のポイント

グループのメンバーには、相談者の気持ちに寄り添いながら問題を考えるように助言します。

相談者には、聴く姿勢を大切に、メモはごく簡単にすればよいことを伝えます。

時間の経過を知らせます。時間がきたら、途中であっても話し合いを終わりにします。

悩みを抱えている本人だけでなく、周りの人にもできることはないかということも併せて考えるように助言します。

時間があれば、グループで出た意見を全体で発表し、共有するようにします。

<アクティビティ3> お互いの人権尊重を目指して

活動のねらい

人権作文を読み、相手の思いを尊重することの大切さについて考えます。

活動の進め方

〈準備〉 資料④ ワークシート

- 1 資料④の人権作文「相手の思いを大切に」を読み、感想をグループで話し合います。
- 2 ワークシート（ふりかえり）を用いながら、今日の活動を振り返ります。

実施の際のポイント

普段から相手の立場に立って、その人の考え、気持ちを想像し、共感的に理解する人権感覚を身に付けることが大切であることに気付けるようにします。

今日の活動で気付いたことや感じたことを基に、自分にできそうなこと、心掛けたいことなどを考えるように促します。

様々な人権問題

私たちが生きる現代社会には、様々な人権問題が存在しています。これらの問題を解決し、すべての人の人権が尊重された社会を実現するための第一歩は、私たち一人一人が正しく理解することです。

高校生の皆さんには、様々な人権問題を学習することで、人権を尊重する意識を高め、学校、家庭、そして地域社会において、すべての人の人権が尊重された社会づくりの担い手になって欲しいと思います。

女性

性差により女性が不利益を受ける問題があります。女性に対するあらゆる暴力(DV^{*1}、セクハラ^{*2}、性犯罪、ストーカー行為等)が根絶されること、就職・昇進による性差がなく、女性個人の意思であらゆる分野に参画できること、女性の育児・介護負担などに性差がないことなどの社会実現が求められています。

子ども

日本は1994年「子どもの権利条約^{*3}」を批准し、子どもの生命・人権を守り健やかな成長をめざして取組を行っています。児童虐待、児童買春、児童ポルノ、薬物乱用等の法整備を図っています。また学校でも生徒の成長に重大な影響を与えるとしていじめ、暴力行為、不登校、体罰等の対策が行われています。

高齢者

人はいくつになっても生きがいをもち、安心して自立した生活を送りたいと願っています。しかし、身体・精神的衰えの理由による高齢者に対する就職差別や、要介護者への身体・心理・経済的虐待等が増えています。高齢者の心情に寄り添ったり、地域全体が高齢者を支えたり、生活の質を向上させていくことが対策として求められています。

障害者

日本は1990年代にノーマライゼーション^{*4}の考え方を導入し、ともに幸福な人生を目指して暮らすことを社会の基本としています。障害がある人を特別視するのではなく、一般社会の中で生活しやすいように環境を整え、障害の有無にかかわらず、個人がもつ意欲と能力を発揮できる社会の実現が大切です。

同和問題

日本の歴史過程でつくられた身分差別により、同和地区と呼ばれる特定の地域出身であることやそこに住んでいることを理由に、就職や結婚の際に差別を受けることがあります。根拠のない風評や固定観念にとらわれずに、正しい認識をもつことが大切です。

外国人

言語や宗教、生活習慣の違いから、様々な問題が発生しているほか、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動(ヘイトスピーチ)が行われるなどの問題もあります。互いに尊重し合い、ともに暮らしていく多文化共生の意識をもつことが大切です。

HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者

医学的に不正確な知識や過度の危機意識は、HIV感染者やハンセン病患者等への偏見や差別意識を生んできました。病気について誰もが正しく理解し、患者が安心して医療を受けられることができ、自立した生活を送ることができる社会の実現が求められています。

犯罪被害者とその家族

犯罪被害者やその家族は、事件の直接的被害のほかに精神的・経済的負担にさらされます。また風評や報道によりプライバシーが侵害される等の二次的被害もあります。犯罪被害者やその家族の置かれた立場とその心情をきちんと理解し、社会全体で支えていくことが求められています。

インターネットによる人権侵害

インターネットは、気軽に情報発信ができる特性から、トラブルに発展するケースが多発しています。また、一度掲載された情報は掲載した人の意思にかかわらず、広がる可能性が大きいです。一人一人が他者の人権への配慮に心がけ、適切な情報管理をしていくことが求められています。

災害に伴う人権問題

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故では、被災者や福島への偏見や差別といった風評被害や避難した子どもたちへのいじめなどの問題が発生しました。災害は、発生後の救済・復旧・復興のすべての過程において「人権」の視点で捉えることが必要です。

アイヌの人々

古くから北海道を中心に住んでいたアイヌの人々は、独自の文化や伝統を築いてきました。しかし、今なお結婚や就職における差別が残っています。少数民族であるアイヌの人々の文化・伝統を学び理解することで、アイヌの人々の尊厳を尊重することが大切です。

刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人には、更生の意欲があっても、周囲の偏見や差別意識によって、就職を断られたり、入居を拒否されたりするなど、社会復帰が困難となる問題があります。刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を送るためには、周囲の理解と協力が必要です。

性的指向・性同一性障害者(LGBT)にかかわる人権問題

性のあり方は、一人一人異なります。恋愛対象が同性や両性に向かう人、体の性と心の性に不一致を感じる人などさまざまです。しかし、周囲からの偏見や差別により、日常生活で不自由を感じている人がいます。社会全体が、性に対する多様なあり方の理解を深めていくことが大切です。

ホームレス等生活困窮者にかかわる人権問題

様々な事情で経済的に困窮な状況となり、やむにやまれず公園や道路などで生活している人々がいます。こうした人々が、嫌がらせや暴力を受ける問題や社会とのつながりが薄れ、自ら助けを求められないなどの問題があります。相談窓口の周知や個々の状態に応じた支援が必要です。

北朝鮮当局による拉致問題等

1970～80年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となり、その多くは北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになりました。日本政府は、これまでに2002年に帰国した5名を含め17名を拉致被害者として認定しています。拉致問題早期解決には、国民と国際社会の理解と支持が大切です。

▶世界人権宣言とは

1948年12月10日国連総会で採択されました。人権尊重は平和の基礎であるという共通認識がもたれ、国連加盟国が達成すべき共通の人権基準が宣言されました。

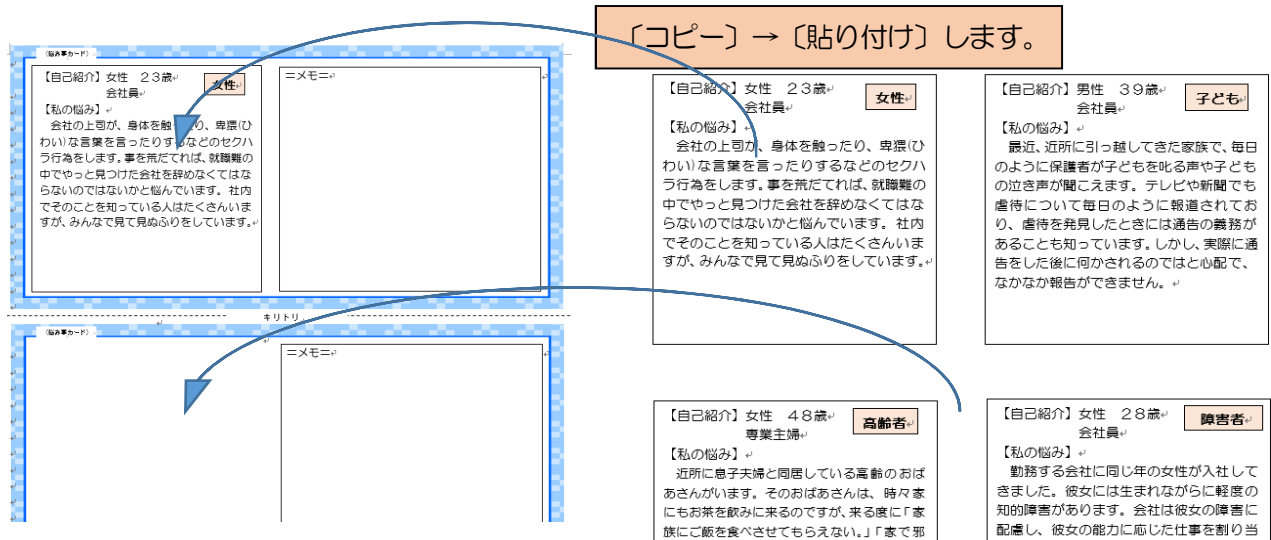


*1 DV…Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略称で、配偶者からの暴力のことです。また、デートDVとは交際相手など親密な関係にある人(配偶者を除く)からの暴力のことです。 *2 セクハラ…セクシュアル・ハラスメントの略称で、性的な言葉や行為で行う性的嫌がらせのことです。 *3 「子どもの権利に関する条約」の通称です。 *4 ノーマライゼーション…障害者の生活をできるだけ一般の市民と同様な生活に近づけることで、障害の有無にかかわらずともに生きる社会が本来の社会であるという考え方のことです。

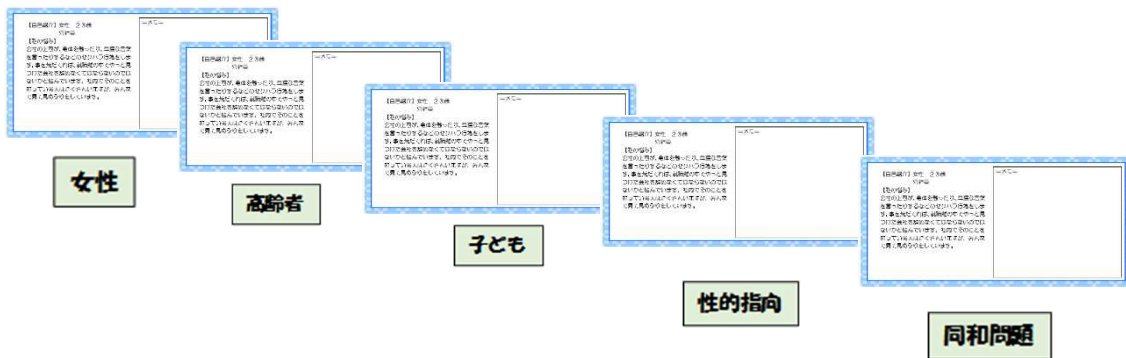
資料②

悩み事カード（作成の手順・留意点）

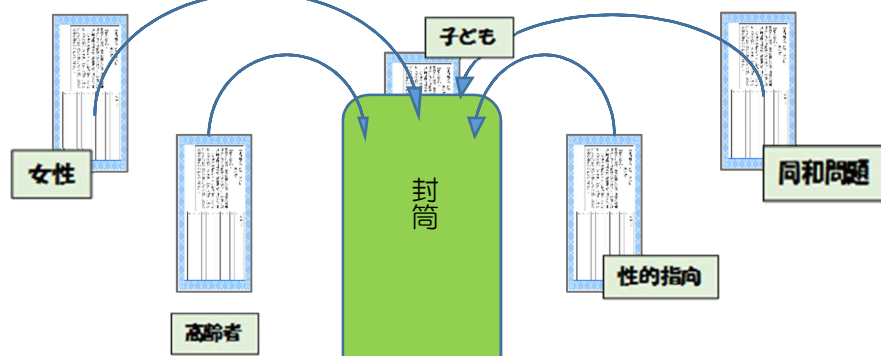
1. 研修・講座の内容や参加者に配慮して悩み事を選びます。
(悩み事の数、一番人数の多いグループの人数に合わせて合わせます。)
2. 選んだ悩み事を、悩み事カードの左側にコピーして貼り付けます。



3. 悩み事カードを1枚ずつに切り分けます。



4. 3のセットをグループ数作成し、封筒に入れて準備します。
(各グループが同じ種類、同じ枚数になるようにします。)



(悩み事カード)

取り上げたい悩み事を、
悩み事P 1～P 3から選
び、貼り付けます。

=メモ=

キリトリ

(悩み事カード)

=メモ=

キリトリ

(悩み事カード)

=メモ=

【自己紹介】女性 23歳
会社員

女性

【私の悩み】

会社の上司が、身体を触ったり、卑猥(ひわい)な言葉を言ったりするなどのセクハラ行為をします。事を荒だてれば、就職難の中でやっと見つけた会社を辞めなくてはならないのではないかと悩んでいます。社内でそのことを知っている人はたくさんいますが、みんなで見ても見ぬふりをしています。

【自己紹介】男性 39歳
会社員

子ども

【私の悩み】

最近、近所に引っ越してきた家族で、毎日のように保護者が子どもを叱る声や子どもの泣き声が聞こえます。テレビや新聞でも虐待について毎日のように報道されており、虐待を発見したときには通告の義務があることも知っています。しかし、実際に通告をした後に何かされるのではと心配で、なかなか通告ができません。

【自己紹介】女性 48歳
専業主婦

高齢者

【私の悩み】

近所に息子夫婦と同居している高齢のおばあさんがいます。そのおばあさんは、時々家にもお茶を飲みに来るのですが、来る度に「家族にご飯を食べさせてもらえない。」「家で邪魔者扱いされて家にいたくない。」と訴えてきます。最近、おばあさんは物忘れが目立つようになっており、近所で迷子になることもあります。普段、家族の様子を見ていると、とてもおばあさんを大切にしているように見えます。

【自己紹介】女性 28歳
会社員

障害者

【私の悩み】

勤務する会社に同じ年の女性が入社してきました。彼女には生まれながらに軽度の知的障害があります。会社は彼女の障害に配慮し、彼女の能力に応じた仕事を割り当てているため普段の仕事には全く問題なく、彼女も熱心に仕事に取り組んでいます。私としては、同僚としてもっと打ち解けて仕事ができればと思うのですが、彼女にどう接していいかわかりません。

【自己紹介】男性 19歳
大学生

同和問題

【私の悩み】

同和問題について、インターネットで自分の出身地のことを調べました。すると、掲示板に、被差別部落の地域と名字に関する書き込みがあり、自分の家のある住所と名字がそこに載っていました。書き込みの中には、ひどい誹謗中傷もあり、私自身は、いわれない差別に不合理性を感じました。自分のルーツについて知りたい気持ちがあり、家族にそのことを話すべきか悩んでいます。

【自己紹介】男性 17歳
高校生

外国人

【私の悩み】

私の友だちは日系人です。その友だちと一緒に学校から帰る途中、近くの公園を通りかかると、その友だちが急に立ち止まりました。友だちの視線の先に目をやると、公園の壁に「〇〇人は日本に来るな、帰れ!」と大きく書かれていました。私はその時、立ち尽くす友だちに何か声をかけようとしたのですが、なんといいのかわかりませんでした。

【自己紹介】男性 40歳
会社員

HIV感染者

【私の悩み】

部下から、HIVの検査を受けた結果、陽性であったことを告げられました。もう一度別の場所で検査を受けさせましたが、結果は変わりませんでした。その部下とは、今後一緒に仕事をしていきますが、そのことが周りの社員に知られたらと思うと心配です。

【自己紹介】女性 70歳
無職

ハンセン病患者
及び元患者

【私の悩み】

私の兄は元ハンセン病患者です。昔は兄が療養所に入所していることで偏見や差別がありました。現在私は結婚していますが、兄とは40年以上連絡をとっていません。兄に会いたいのですが、未だに偏見が残っているのが怖くて、家族や親戚を説得する勇気もありません。

【自己紹介】男性 45歳
会社員

犯罪被害者と
その家族

【私の悩み】

私の友人がある事件に巻き込まれてしまいました。そっとしておいてほしいと願う被害者側の気持ちとは反対に、執ような取材はモラルも何もないものでした。また、根も葉もないうわさが近所に流れています。これによって精神的苦痛を余儀なくされた友人とその家族を見ていることは、私にとっても大変苦痛です。私にできることはないでしょうか。

【自己紹介】女性 28歳
会社員

インターネット
による人権侵害

【私の悩み】

私の友だちA子さんは、付き合っていた彼に、最近ネット掲示板に写真を無断で投稿され、悩んでいます。掲示板の書き込みにもA子さんに関する誹謗中傷(ひぼうちゅうしょう)の内容が書かれていて、精神的にも辛い状況です。私はA子さんのために何ができるのでしょうか。

【自己紹介】男性 19歳
大学生

災害に伴う
人権問題

【私の悩み】

私には東日本大震災で原発事故の被害にあった地域出身の友人Aがいます。ある日、その友人が実家から送られてきた果物を大学に持ってきました。昼食時にその果物を食べようとした時、別の友人Bが「放射線とか大丈夫？」と冗談交じりで言いました。友人Aの出身地付近で採れた農作物は検査され、安全性は保障されています。私は率先してその果物を食べ、「おいしい」と言いました。友人Aは笑ってくれましたが、顔がどこかくもっていました。

【自己紹介】女性 43歳
専業主婦

アイヌの人々

【私の悩み】

私はアイヌの家系に生まれました。北海道内にいる時は、アイヌであることを理由に差別的な発言を受けることもありました。道外に出て結婚し、子どもにも恵まれました。その子どもが、最近、学校で外国人のようだからかきを受けていると言ってきました。私はアイヌに誇りがあり、子どもにも自分のルーツについて知ってもらいたいと思っています。ただ、子どもがどう受け止めるか不安です。

【自己紹介】男性 56歳
会社社長

刑を終えて
出所した人

【私の悩み】

先日、3年間の刑期を終えて出所してきた男性が、入社希望の書類を持ってきました。人柄も良さそうで、彼自身悔い改め、新たな人生を踏み出そうと思っていることが、話してみてもよく分かりました。私は彼を採用し一緒に働きたいと考えているのですが、彼に対する偏見や差別を生まないために、社長としてどのようなことができるでしょうか。

性的指向・性同一性障害(LGBT)にかかわる人権問題

【自己紹介】女性 28歳
高校教諭

【私の悩み】

放課後、女子生徒の一人に相談があると言われました。内容は「自分の身体は女性だが、心は男性で、トランスジェンダーである」とのカミングアウトでした。そして「このことは、先生だから話した。絶対に他の人には言ってほしくない。」とのことでした。告白してくれてうれしい気持ちもありましたが、自分だけの胸の内にしまっておくのは辛いです。

ホームレス等生活困窮者にかかわる人権問題

【自己紹介】男性 47歳
自営業

【私の悩み】

最近、私の家の近くの公園にホームレスの男性が暮らし始めました。その男性に対して団体の若者たちが、からかいや嫌がらせをしているのを見かけました。若者たちを注意してやめさせたいという気持ちはあるのですが、何か言って自分や自分の家族が被害を受けるのも怖いです。ただ、今後エスカレートしないか心配です。

【自己紹介】女性 46歳
会社経営

北朝鮮当局による
拉致問題等

【私の悩み】

18歳になる娘が、北朝鮮による拉致問題について学校の先生から聞いたと言ってきました。娘は「かわいそうだと思うけど、遠くの国で起こっていることで自分とは関係ない。」と無関心で冷めている様子です。拉致された人の家族の中には、大切な娘を奪われた人もおり、同じ娘をもつ母親として、何か娘に伝えなければという気持ちがあります。ただ、どのような言葉を娘にかければよいのかわかりません。

参考

平成 23 年度発行の人権に関する社会教育指導資料「実践！参加体験型人権学習」では、次の人権に関する悩み事カードを掲載しています。

外国人
高齢者
セクハラ
パワハラ
障害者
同和問題

子ども
インターネット
HIV 感染者
犯罪被害者とその家族
刑を終えて出所した人
性的指向

ハンセン病元患者
六曜
性同一性障害
ホームレス

○お互いの人権尊重をめざして

相手の思いを大切に

佐野市立界小学校5年 富田 結衣

私は、これまで、「自分がされてうれしいことをできるだけたくさん人にしてあげたい。」「自分がされていやなことは、絶対にしない。」という思いをもって生活してきました。困っている友達がいいたら、できるだけ声をかけて、手助けをしてきました。

よいことをすると、相手も喜ぶし、自分自身も気持ちがよくなるからです。また、友達や先生にほめられると、とってもうれしい気持ちになります。

5年生になり、クラスがえて新しい友達が増えました。「今年もみんなの手助けを、たくさんしよう！」と思っていた私は、ある日の休み時間、忙しそうに係の仕事をしている友達に、「手伝ってあげる。いっしょにやろう。」と声をかけました。すると、「ありがとう。でも、自分でやるから大丈夫。」と断られてしまいました。私ならされてうれしいことなのに、人の親切を断るなんて……と、私は内心むっとしました。

ある日、お母さんとカフェに行く車内で、その時の話をしました。お母さんは、うなずきながら聞いてくれました。カフェに着き、買った物を持って席に着くと、お母さんが私の飲み物にストローをさしてくれました。その上、私のワッフルを一口大に切り始めました。いつも自分でやっていることです。やめてほしいと思い、「自分でやるから大丈夫だよ。」と言いました。すると、お母さんは、「あら？よかれと思って手助けしたのに。断るなんてひどくない？人の親切を。さっき話していた友達と同じじゃない。」

私は、はっと気付きました。人は、一人一人個性があるように、してほしいことや、されてうれしいこともみんなちがうんだ。もしかすると、私は、自分自身の気分がよくなるために、手助けを「してあげる」という気持ちが強くなっていたのかもしれない。

お母さんは、私の顔を見てにっこりと笑い、まだナイフを入れていない自分のワッフルと交換してくれました。

その時から、私は、相手がどうしてほしいのか、相手の気持ちをよく考えて行動するようにしています。

これから、車いすの人、お年寄りなど、いろいろな人と出会う機会が増えると思います。私自身がそうだったように、「自分でできることは自分でやりたい」と思って生きている人がたくさんいるのです。もし、困っているのかなと思ったら、放っておくのではなく、「私にお手伝いできることはありますか。」と声をかけ、相手の思いを大切にしたいと思います。

これからも、相手の思いをおしはかり、相手の思いを大切にしながら、自分自身も周りの人も、みんなが気持ちよく生活できる社会をつくっていきたいです。

様々な人権問題

現在の日本には、どのような人権問題があるでしょうか。



=ふりかえり=

今日の活動全体をとおして、感じたことや考えたことを書きましょう。



インターネットは便利だけど・・・

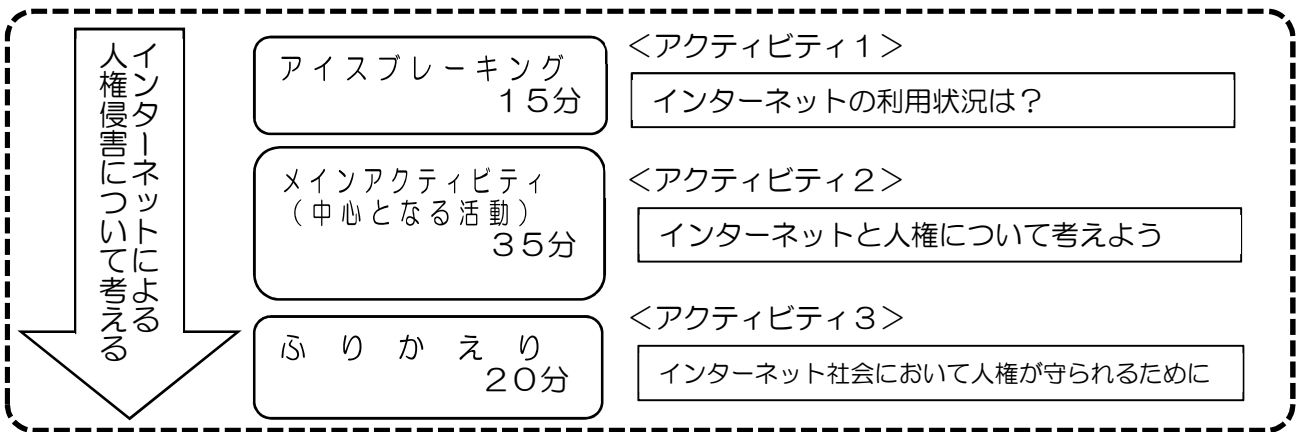
インターネットによる人権侵害

おらい

インターネットによる人権侵害について理解を深め、それらの人権侵害をなくすために自分自身が気を付けることについて考えます。

時間	70分	人数	1グループ4～6人
準備	資料①・②・③ ワークシート サイコロ（サイコロトーク用） 付箋紙 付箋紙を貼る台紙（模造紙や裏面が白の古いポスターなど） 筆記用具		

学習の流れ



<アクティビティ1> インターネットの利用状況は？

活動のねらい

インターネットの利用状況を紹介し合うことで、私たちの生活と強く結びついたインターネットの存在を確認します。

活動の進め方

<準備> 資料① サイコロ

1 グループ内で簡単な自己紹介（氏名、所属程度）後、インターネットの利用状況を紹介します。

【サイコロトークの手順】

- ① 話す順番を決め、最初の人サイコロを振ります。
- ② 出た目の数字のお題で、順番に全員が話をします。
- ③ 次の順番の人がサイコロを振り、②③を時間まで繰り返します。同じ目が出た場合はもう一度振ってよいこととします。

実施の際のポイント

ファシリテーターは自己紹介時に自分自身のインターネットの利用状況を簡単に紹介し、活動への意識付けを図ります。

サイコロトークをしながら紹介し合うことを伝え、手順を説明します。

ジャンケンをして勝った人から時計回りなど、ファシリテーターが順番を決めてもかまいません。

活動をとおして、インターネットは便利なものであり、私たちの生活に欠かせないツールとなっていることを確認します。

<アクティビティ2> インターネットと人権について考えよう

活動のねらい

様々な人権侵害が、インターネットを介して起こっていることに気付きます。

活動の進め方

<準備> 資料② 付箋紙 筆記用具
付箋紙を貼る台紙（模造紙など）

- 資料②の事例について考えます。
 - 事例を1つずつ確認し、それぞれの事例について、知っていること、感じたことなどを伝え合います。
 - 事例シートのAさんからCさんを「わたし」に置き換えて読み、置き換える前と後の違いについて、グループ内で話し合います。
- 人権侵害につながった原因について考えます。
 - このような事例が起きた理由について考え、各自付箋紙に記入します。
 - 付箋紙を台紙に貼りながら、出された意見を「インターネットだからこそ起こるもの」と「インターネットに限らず起こる可能性があるもの」に分類し、気付いたことや人権侵害を起こさないようにするために必要なことについて話し合います。

実施の際のポイント

インターネットは便利だが、人権に関わる問題もあり、事例は実際に起きたものであることを伝えます。

自分とは異なるとらえ方をする人がいても、否定せずに聞くことを伝えます。

対象を「わたし（自分自身）」に置き換えたときの感じ方を考えることで、人権侵害に関わる当事者として問題をとらえられるよう促します。

付箋紙一枚に、一つの答えをペンで簡潔に書くよう伝えます。

同じ意見、似ている意見はまとめて貼るよう伝えます。

加害者にみられる特徴やインターネット特有の現象などに注目して考えるよう助言します。

<アクティビティ3> インターネット社会において人権が守られるために

活動のねらい

インターネットによる人権侵害は誰にでも起こる可能性があることを理解し、人権侵害の被害者、加害者にならないために気を付けることについて考えます。

活動の進め方

<準備> 資料③ ワークシート

- 資料③を配布し、インターネットによる人権侵害のデータを確認し、身近な問題であることを確認します。
- 学習全体をとおして気付いたことや、インターネットによる人権侵害の被害者、加害者にならないために、自分にできることはどんなことか考えます。
- ワークシートに書いたものを発表し合い、グループ内で共有し、時間があれば全体で共有します。

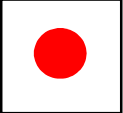
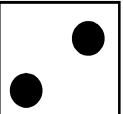
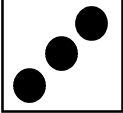
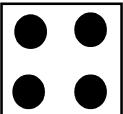
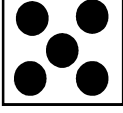
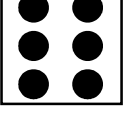
実施の際のポイント

インターネットによる人権侵害が増加しており、その内容が多様化していることから、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があることを確認します。

インターネットの特性を理解することだけでなく、相手を尊重することや発信する言葉に注意する等、よりよい人間関係づくりのための配慮も大切であるという意見を引き出せるようにします。



出たサイコロの目のお題で、グループ内で気楽に話をしましょう！

出た目	お題
	よく見るホームページについて（ニュース、天気予報なども可）
	インターネットを使った買い物や予約について
	メールやSNS（フェイスブック、ツイッター、LINEなど）の利用について（どんなときに 誰とやりとりする など）
	インターネットが関係する事件やトラブルについて
	インターネットを使う時間について（いつ、どのくらい など）
	インターネットが突然使えなくなったら？



事例①

Aさんは、仲の良い友達数人と無料通話アプリでグループトークをしていました。

ある日、友達からメッセージが送られてきたことに気付かず、Aさんは返信し忘れてしまいました。

それから、Aさんはひどい人だと悪口を投稿され、仲間はずれにされてしまいました。

事例②

Bさんは、おもしろ半分に、「〇〇さんが、事件の容疑者に似ている」とインターネットの掲示板に書き込みました。

それを見た人が、次々にその掲示板に〇〇さんを非難する内容の書き込みを始め、あっという間に〇〇さんは犯人にされてしまいました。

〇〇さんはその事件には全く関係がありません。

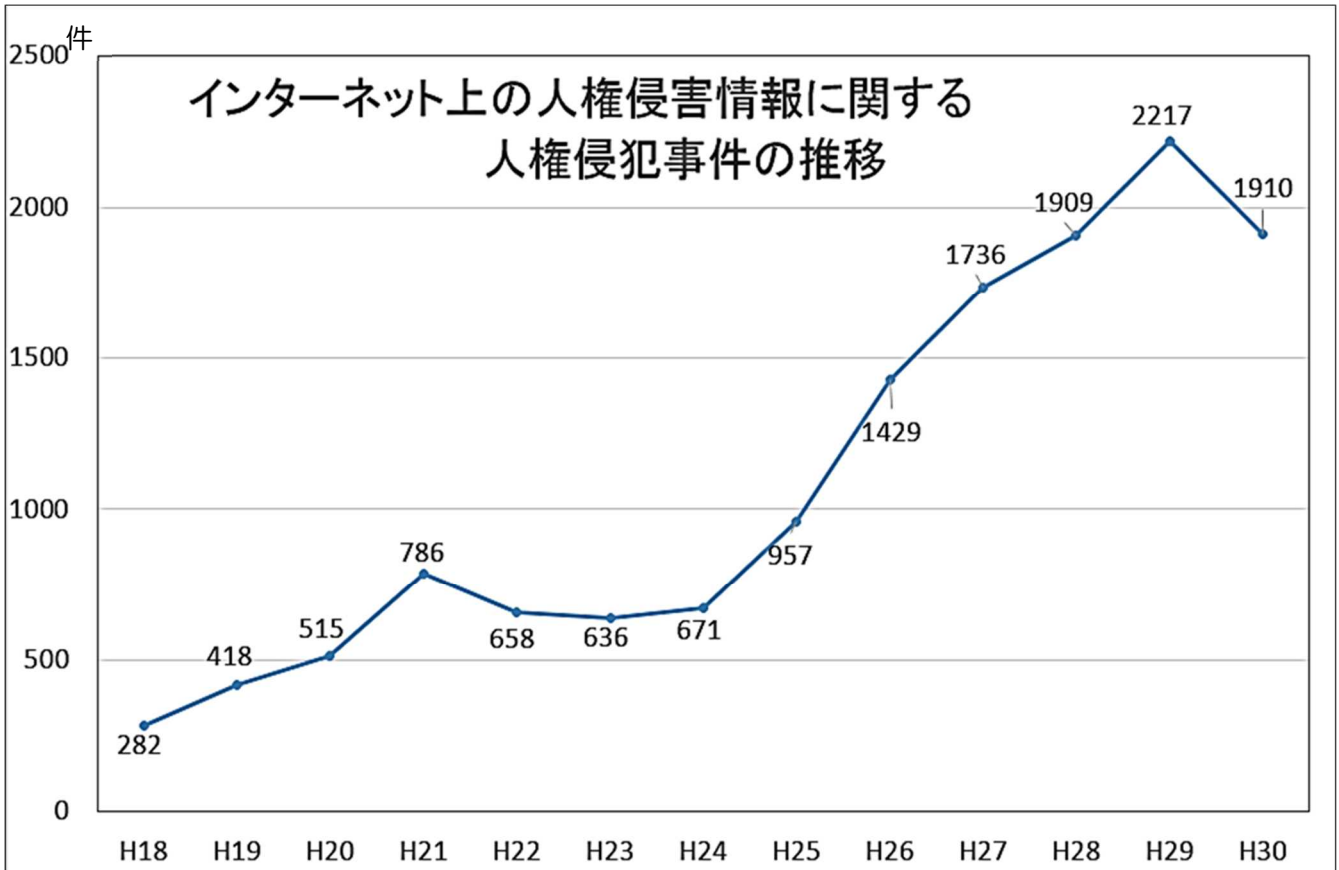
事例③

Cさんは、インターネットのあるホームページに載っていた「〇〇で病気が治る」という情報をSNSに投稿しました。

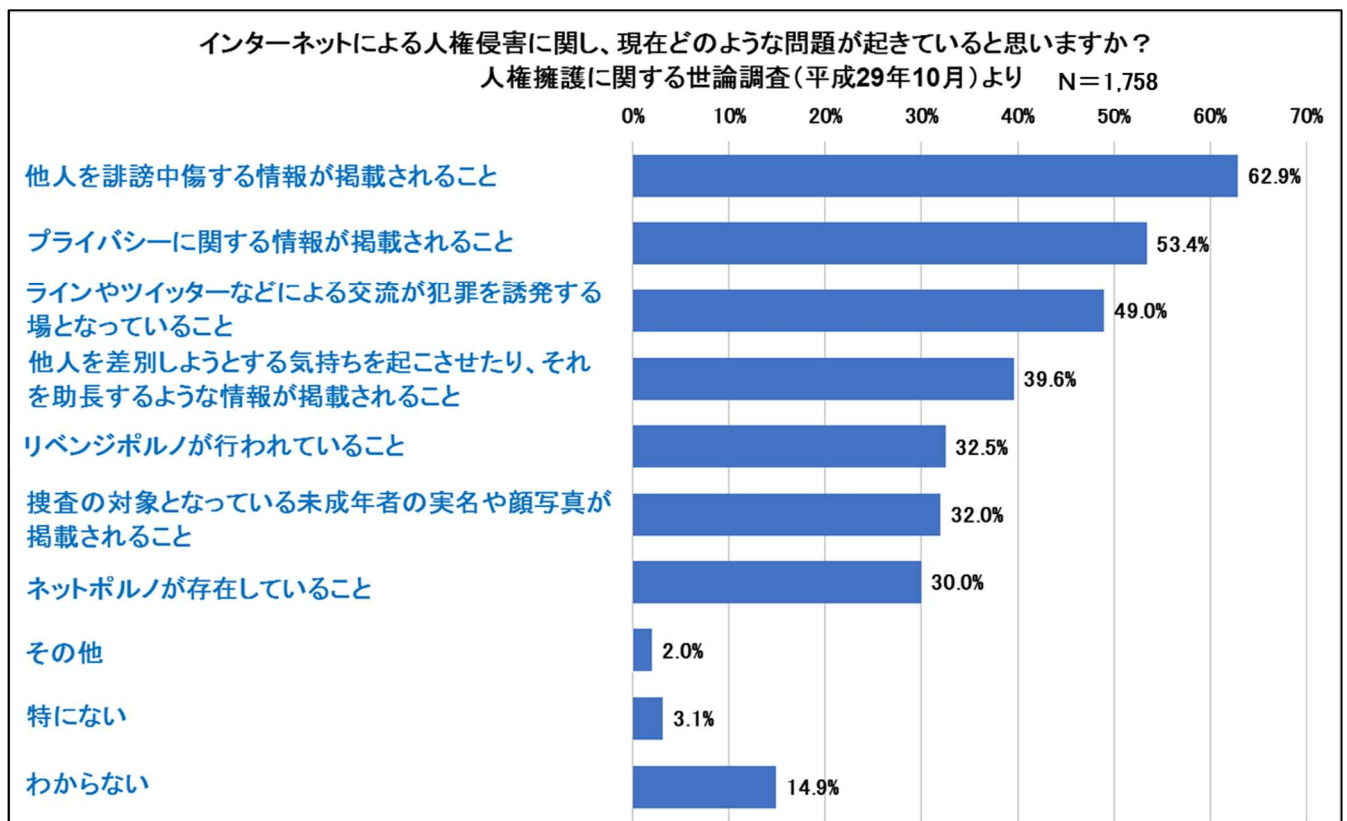
興味深い内容だったようで、Cさんの投稿を見た、たくさんの人にその情報が広がっている様子でした。

しかし、後になって、それがうその情報だったということが分かり、信じた人の中には心が傷ついた人もいました。そして、Cさんに対しての誹謗中傷も聞こえてきました。

資料③

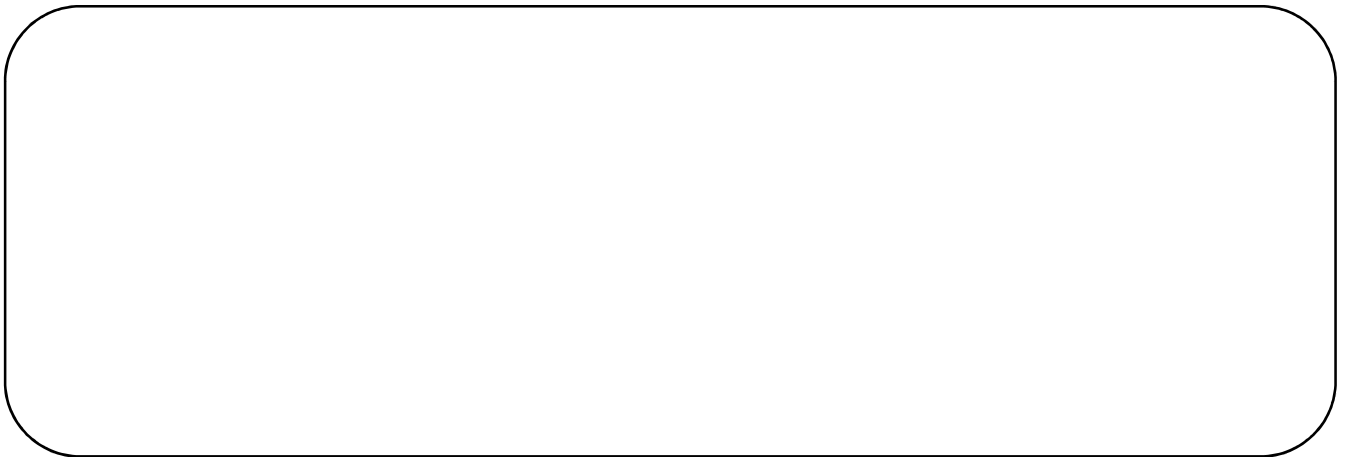


平成30年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）～法務省の人権擁護機関の取組～より

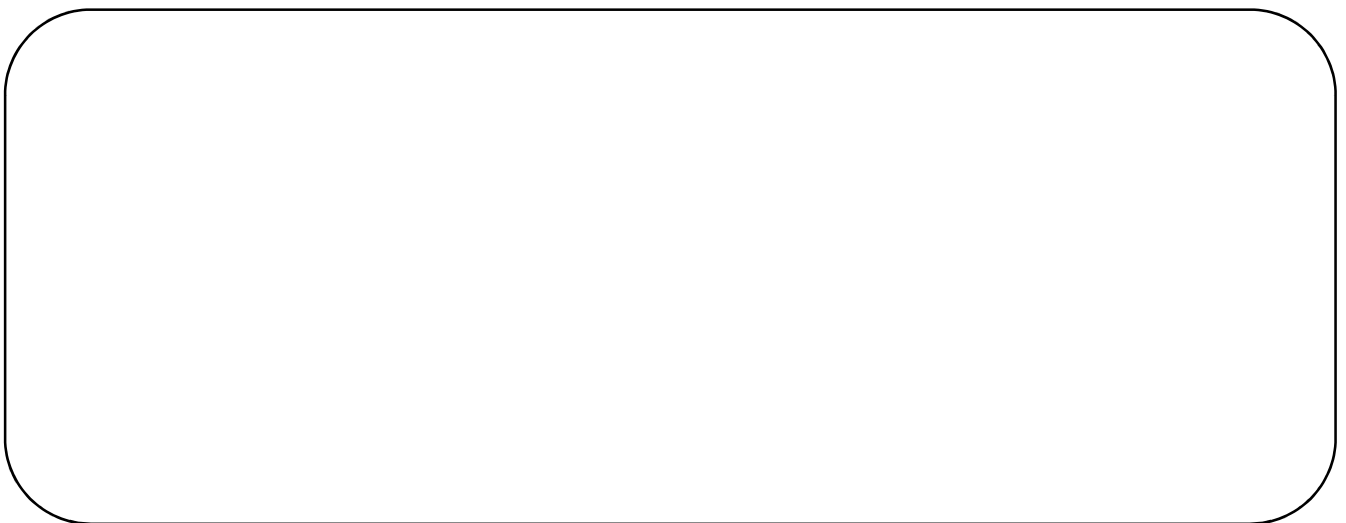


内閣府 人権擁護に関する世論調査（平成29年10月調査）より

☆ 今日の活動全体をとおして、どんなことに気づきましたか？



☆ インターネットによる人権侵害の被害者、加害者にならないために、私たちにできることはどんなことでしょうか？



◇ メ モ

もし、避難所生活になったら・・・

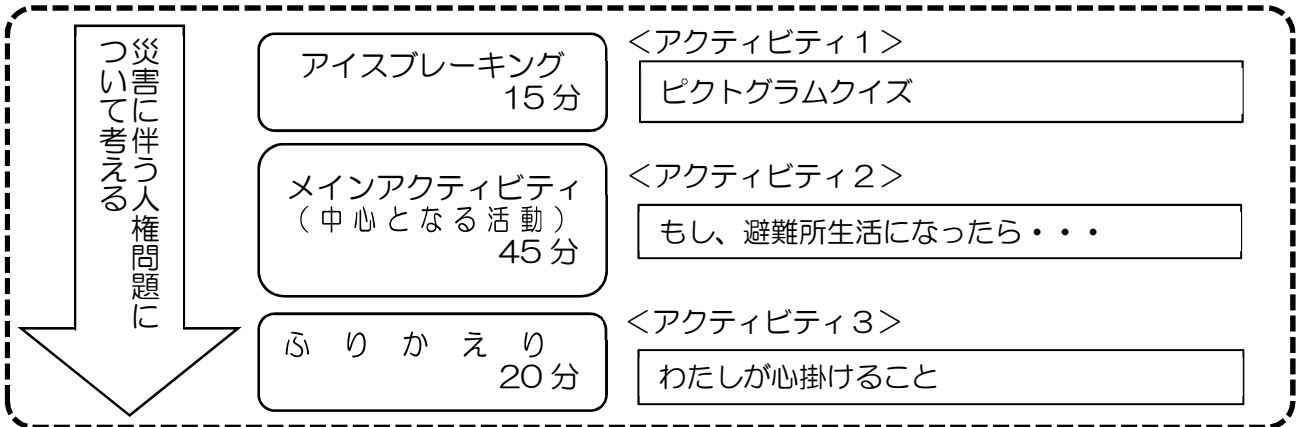
災害に伴う人権問題

ねらい

災害発生後の避難所においては、様々な困り事や不安が生じることに気づき、その中でお互いの人権が尊重されるためにはどのような配慮や支援、心掛けができるかを考えます。

時間	80分	人数	1グループ4～5人
準備	資料①・②・③ ワークシート 正方形の付箋紙（約8cm×8cm）4色 模造紙等 マジック はさみ のり又はセロハンテープ 筆記用具		

学習の流れ



<アクティビティ1> ピクトグラムクイズ

活動のねらい

学習に向かう温かな雰囲気をつくるとともに、災害や避難所に対する関心を高めます。

活動の進め方

<準備> ワークシート

- 1 自己紹介の中で、災害について感じていることを話します。
例 いつ起きるかわからないので不安だ。
- 2 複数のピクトグラムを見せて、何を表しているのかグループで話し合います。
- 3 ピクトグラムの表す内容を確認します。

実施の際のポイント

座っている位置や誕生日等をもとに、最初に自己紹介する人を指定することで、スムーズに活動に入ることができます。

話しづらい場合は無理に話さなくてもよいことを伝え、災害でつらい経験がある方への配慮の必要性に気付かせます。

視覚的に分かりやすいピクトグラムは、人権への配慮につながることを説明し、学習との関連付けを図ります。

<アクティビティ2> もし、避難所生活になったら・・・

活動のねらい

避難所生活を送る人の立場に立って困り事や不安感について考える活動をとおして、置かれている立場によって必要な配慮や支援が違ってくることに気付きます。

活動の進め方

〈準備〉資料①・② マジック 筆記用具 はさみ
正方形の付箋紙（約8cm×8cm）4色 模造紙等のり又はセロハンテープ

- 1 「大規模災害が発生し、避難所で生活をしている」という設定を読みます。
- 2 自分が避難所生活を送るようになった場合について考えます。
 - (1) 自分自身が避難所生活を送ることになったら、どのような困り事や不安感があるのか考え、付箋紙に記入します。
 - (2) 書いた内容を発表し、付箋紙を模造紙の所定の場所に貼ります。
- 3 「避難者の状況カード」の人物の立場で避難所生活を送るようになった場合について考えます。
 - (1) グループで相談して、カードを1枚選びます。
 - (2) カードの人物の立場で避難所生活を送ることになった場合、どのような困り事や不安感があるのか考え、付箋紙に記入します。
 - (3) 書いた内容を発表し、付箋紙を模造紙の所定の場所に貼ります。
 - (4) (1) から (3) を繰り返します。
- 4 付箋紙を「人の配慮や心掛けで困り事や不安感が軽減できそうな内容」と「物やハード面の充実で解決できそうな内容」に分類します。
- 5 自分自身のことについて書いた内容と「避難者の状況カード」の立場になって書いた内容を比べたり、全体の内容を見たりして分かったことや気付いたこと、思ったこと、感じたことなどを伝え合います。

実施の際のポイント

模造紙は、付箋紙を貼り出す台紙として使用します。

避難所生活を始めて、様々な課題が生じてきたという設定であることを伝えます。

思い付く困り事や不安感を簡潔に書くことを伝えます。避難所の様子が分かる写真等を提示するとより効果的です。

4分割した模造紙のAエリアに貼るよう指示します。内容が似ている付箋紙は近くにまとめるよう伝えます。

書く際には、人物のことをよく想像することや、困ったり不安に感じたりすることを話し言葉で書いてもよいことを伝えます。

選んだ状況設定カードは、付箋紙を貼るエリアの指定位置に貼っておくよう伝えます。

分類する際に「人の配慮や支援、心掛けで解決できそうな内容」は中央寄りに、「物やハード面の充実で解決できそうな内容」は外側に貼り直すよう伝えます。

時間があれば、各グループ内で伝え合ったことを全体に発表します。

<アクティビティ3> わたしが心掛けること

活動のねらい

災害が発生した場合でも、お互いの人権を尊重し合うために、自分にはどのような配慮や支援、心掛けができるかを考えます。

活動の進め方

〈準備〉資料③ ワークシート

- 1 避難所で実際に起きた社会的弱者の方への人権侵害事例を知り、避難所生活においても人権に配慮することが重要であることを確認します。
- 2 お互いの人権を尊重し合うために、どのような配慮や心掛けができるのか、自分の考えをワークシートにまとめてグループ内で共有します。
- 3 今日の活動全体を振り返り、グループ内で感想を伝え合います。

実施の際のポイント

避難所生活で起きた人権侵害の実例や人権に配慮した事例等を示すことで、決して他人事ではないことに気付かせます。

アクティビティ2の気付きをもとに、自分ができそうなことや心掛けたいことをまとめ、グループで共有します。

隣にいる人が自分と同じ支援を必要としているとは限らないことや、避難所生活ではお互いのできる範囲での配慮や支援の積み重ねが重要であることを確認します。

状況設定カード

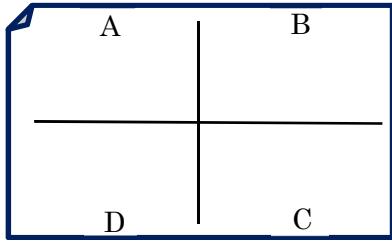
<p>1</p> <p>認知症の妻と二人で暮らしている高齢者の男性</p>	<p>2</p> <p>現在、妊娠中の女性</p>
<p>3</p> <p>心臓に持病をかかえている男性</p>	<p>4</p> <p>視覚障害のある女性</p>
<p>5</p> <p>自閉症の息子を連れた男性</p>	<p>6</p> <p>来日間もない外国人女性</p>

模造紙等・付箋紙の使い方

(1) 模造紙等について

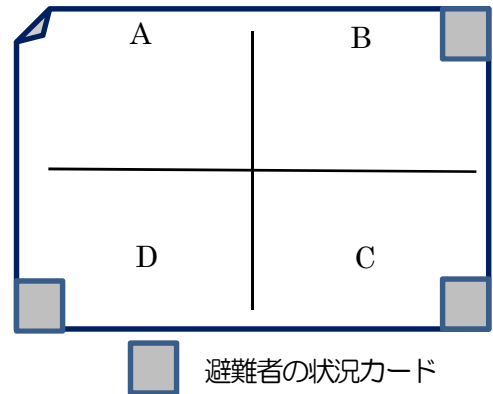
模造紙等は、付箋紙を貼るための台紙となります。

- ① 模造紙等を横長に置き、マジックで十字を書いて4等分します。また、それぞれのエリアを時計回りにA、B、C、Dとし、模造紙等の隅に書いておきます。



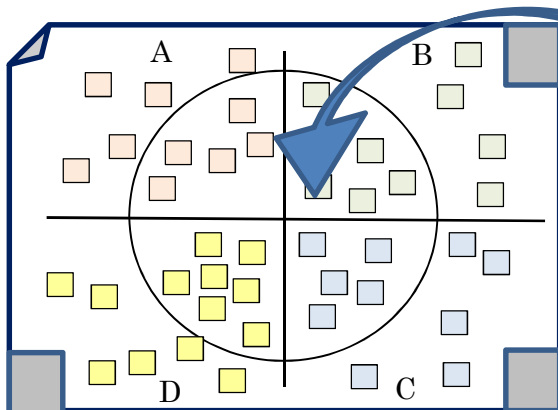
- ② アクティビティ2「もし、避難所生活になったら…」で、Aから使用します。Aには「自分自身の困り事や不安感」を書いた付箋紙を貼ります。

- ③ 続いて、B、C、Dの順に使用していきます。
その際、資料①の「避難者の状況カード」を右図の位置に貼ります。



(2) 付箋紙について

- ① 付箋紙一枚につき、1つの内容を書きます。
- ② AからDに付箋紙を貼り終わったら、グループで相談しながら以下のように付箋紙を動かします。



「人の配慮や心掛けで困り事や不安感が軽減できそうな内容」は中央寄り。「物やハード面の充実で解決できそうな内容」は外側。

- ③ 「人の配慮や心掛けで困り事や不安感が軽減できそうな内容」について、自分自身に関する内容と、「避難者の状況カード」の立場になって考えた内容を比べます。

人権侵害の事例

【女性や子どもに関する人権侵害例】

避難所に更衣する場所がないので
更衣室をダンボールで作ったところ上から
のぞかれた。その更衣室を使うときは
見張りを立てるようにした（13～16歳女子）

避難所で成人男性からキスしてと言われた。
トイレまでついてくる。着替えをのぞかれる。
母親を含めて誰にも知られたくない。
加害者が避難所にいられなくしてほしい。（6～12歳女子）

男子が同じ避難所にいる男性に
わいせつな行為をされた。
ほかの男子数名も被害に遭った。
家族が、避難所の宿直だった役場職員
に相談し（中略）、加害者には避難所
から出てもらうことにきまつたが、その前に
加害者は避難所を出た。
（6～12歳男子）

避難所で夜になると
男の人が毛布に入ってくる。
周りの女性も
「若いからしかたないね」
と見て見ぬふりをして助けてくれない
（20代女性）

授乳しているのを男性に
じつと見られる。
警察に連絡したら
巡回の回数が増やされた。
その後、授乳スペースが設けられた。
（30代女性）

【熊本市男女共同参画センター はあもにい 「熊本地震・被災女性支援サイト」より】

【そのほかの人権侵害・問題等】

避難所、プライバシー課題

「眠れない……。」
「寝返りもうてない……。」

路上生活者の受入れ拒否

東京都台東区、
対応の不備認め謝罪

外国人

言葉が通じず意思表示が
難しい。孤立してしまう。

被災した親類を受け入れたが…

家事が増え、自分自身がつらくなって
しまった…。

障害のある方

耳の不自由な方へ情報が伝わっていない。
目の不自由な方は、トイレに行くのも難しい。

避難者名簿の公表

DV加害者に居場所を
知られてしまった…。



高齢者

避難所に行けずに自宅で避難生活を送る高齢者世帯
で、水も食べ物もなくなってしまい困っている。

【パルティとちぎ男女共同参画センター 「男女共同参画の視点で取り組む防災ハンドブック」より】

アクティビティ1 ピクトグラムクイズ

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



アクティビティ2 もし、避難所生活になったら…

(1) 設定を読みましょう。

大規模災害が発生したため、ある避難所で避難生活をしなければならなくなりました。そして時間が過ぎるにつれ、プライバシーの問題や避難者同士のトラブルなどが増えてきました。

(2) お互いの人権を尊重し合うために、どのような配慮や支援、心掛けができるのか、自分の考えを書きましょう。



memo



A series of horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for writing.

誰もが自分らしく生きるために ～多様な性を認め合える社会を目指して～

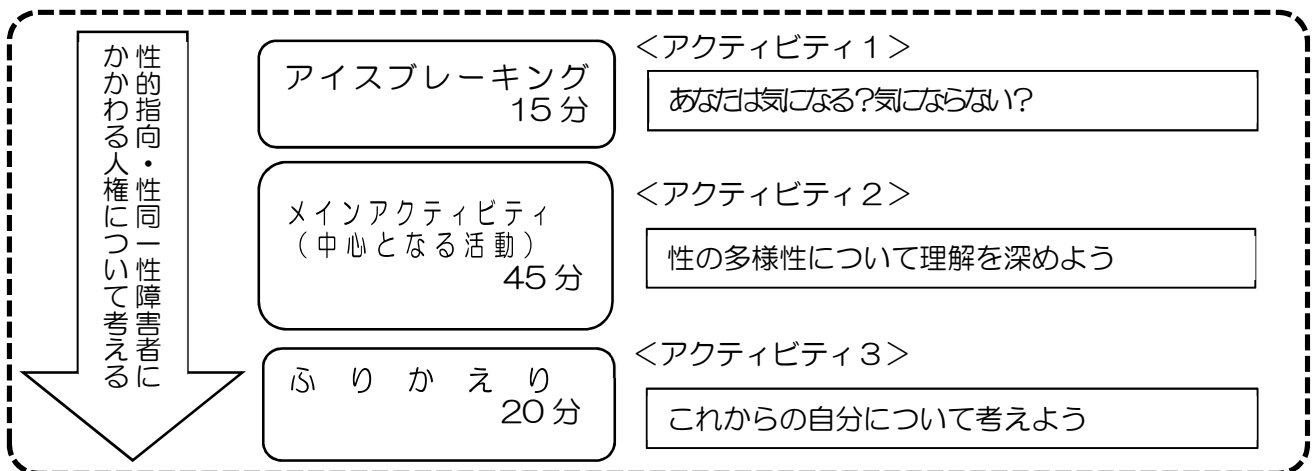
性的指向・性同一性障害者
にかかわる人権問題

ねらい

性の多様性にかかわる正しい知識と認識を持つとともに、周囲に理解されないことによる性的少数者の生きづらさを知り、性的少数者が自分らしく生きていくことができる社会をつくるために、心掛けたいことや自分について考えることができます。

時間	80分	人数	1グループ3～5人
準備	資料①・②・③ ワークシート①・② 封筒 筆記用具		

学習の流れ



<アクティビティ1> あなたは気になる?気にならない?

活動のねらい

自己紹介と「あなたは気になる?気にならない?」の活動をとおし、これからの学習に向けて関心を高めます。

実施の際のポイント

「お題」は、参加者が話しやすい内容にして、グループの雰囲気や和ませるようにします。例「この三日間で嬉しかったこと」等。

活動の進め方

<準備> 資料① (8枚に切って、封筒の中に入れて用意)

1 グループの中で順番に、一人1分間で自己紹介をします。

<自己紹介の仕方>

- ・初めに名前と所属などを言います。
 - ・あらかじめ決めておいた「お題」について話します。
- 2 「あなたは気になる?気にならない?」に取り組みます。
- ・封筒に入っているトークカードを1枚引き、書かれている内容や言葉から感じたこと、思ったことについて話し合います。
 - ・意見交換が終わったら、次のカードを引いて話し合います。
 - ・決められた終了時刻まで繰り返します。

話し合いでは、気になる理由や気にならない理由を伝え合いながら、男女それぞれに対する固定観念や偏見に気付くように促します。

<アクティビティ2> 性の多様性について理解を深めよう

活動のねらい

多様な性のあり方を理解されないことによって、性的少数者が生きづらさを感じたり、固定観念や偏見から差別などの人権問題につながっていたりすることを認識し、性の多様性についての理解を深めます。

活動の進め方

<準備>資料②・③ ワークシート①

- 1 資料②を示し、LGBT など性的少数者について、一人一人の性は複雑で、世の中に存在する性は多様であることを理解します。
- 2 ワークシート①のエピソードを読み、登場人物の「ある女性」が性的少数者として抱える不安や悩みについて話し合います。

【不安を感じたり、悩んだりする理由の例】

- 好きになる性が、周囲の友達とは違うことに気付いた疎外感から
- 他の女性と同じように、異性を好きになれないから
- 恋愛対象が同性にしか向かないことは、自分でもどうにもならないから
- 自分自身が一体何者なのか、自分でも分からないから
- 友達や家族に自分のことを受け入れてもらえないかも、という怖さから
- 好きな人が同性であるために、素直に好きと伝えられないから
- 好きな人に、同性愛や同性愛の私を受け入れてもらえるのか分からないから
- 同性愛であることを周りの人に暴露されるかもという怖さがあるから

- 3 性的少数者は、人との関わりや日常生活を送る上で、どのような生きづらさを抱えているかを考えたり、想像したりしたことをワークシート①に記入します。

【生きづらさの例】

- 言葉による差別や暴力を受ける
- いじめられたりからかわれたりする
- 結婚差別や就職差別を受ける
- 男らしさや女らしさを強要される
- 男女に分けられた学校生活を無理にさせられる
- アウティング（暴露されること）される
- 信じていた人から裏切られる
- 仲間はずれにされる
- 仲間がない
- わがままと捉えられる
- 性自認とは異なるトイレに入りたくない
- 笑いのネタにされる

- 4 ワークシート①に記入したことをグループで話し合い、出された意見を全体で発表し合います。
- 5 資料③から、性的少数者が抱えている生きづらさの背景について考えます。
- 6 (5) で考えたことをグループで話し合い、出された意見を全体で共有します。

【共有したい意見の例】

- 性的少数者への偏見や固定観念
- 性的少数者への無理解
- 差別意識
- 周囲の人の受け入れない雰囲気
- 理解しないことによる嫌悪感

実施の際のポイント

LGBT を含む性的少数者に該当する人の割合は約 8.9%であり、それは 11 人に 1 人の割合であったという調査結果があります。

出典：「電通ダイバーシティ・ラボ LGBT 調査 2018」

グループに当事者がいるかもしれないことに配慮するよう伝えます。

「登場人物は、どうして不安を感じたり悩んだりしたのでしょうか。」と問いかけ、登場人物の不安な気持ちに寄り添いながら、その理由について共感的に話し合うように伝えます。

「ある女性」のエピソードの不安や悩みは性的少数者の抱えているほんの一部でしかないことを伝え、資料①で示した性的少数者の立場になって、生きづらさを具体的に話し合うように促します。

学校や職場等の様々な場面で見聞きしたことやメディアから得た情報を基に考えたり、想像したりして、記入するように声をかけます。

「性的少数者が抱えている生きづらさは、何によるものだと思いますか。」と問いかけ、話し合いから自分自身にある固定観念や偏見に気付くように促します。

<アクティビティ3> これからの自分について考えよう

活動のねらい

性的少数者が自分らしく生きることができる社会をつくるために、自分には何かできるかを考え、自分にできることを行動に移していこうという意欲を高めます。

実施の際のポイント

活動の進め方

<準備>ワークシート②

- 1 ワークシート②を読みます。
- 2 性的少数者が自分らしく生きることができる社会をつくるために、どのようなことを心掛けていけばよいかワークシート②に記入します。
- 3 ワークシート②に記入したことをグループで話し合い、出された意見を全体で発表して共有します。

多様な性を認め合い、互いに尊重し合うために、自分たちができることについて考えを深められるようにしていきます。

性に対する多様な価値観を受け入れて、全ての人の人権が尊重された社会を築いていくことの大切さについて触れます。

	男子は我慢、泣いちゃダメ
	女子は笑顔、愛想よく
	男なのに、美容院に行くの？
	女なのに、トラックの運転をするの？
	お茶出しは女性 力仕事は男性
	トイレの表示 男は青 女は赤
	男は度胸 女は愛嬌
	女々しい 雄々しい

性のあり方は、下記のように複雑な要素で構成されています。一人一人の性は複雑にできており、世の中に存在する性は多様です。

性のあり方 = からだの性 (生物学的性) × こころの性 (性自認) × 好きになる性 (性的指向) × 表現する性 (服装や行動)

好きになる相手が同性や両性の人（性的指向）、また自分の身体の性別に違和感をもっている人（性同一性障害者）がいます。こうした人たちは、社会の中で少数であるため、「性的少数者」と呼ばれます。その性的少数者を表す言葉として「LGBT」という言葉が一般的に使われることがあります。

頭文字	名 称	特 徴
L	レズビアン (Lesbian)	女性同性愛者。女性を恋愛対象としたり、女性に性的魅力を感じたりする女性。
G	ゲ イ (Gay)	男性同性愛者。男性を恋愛対象としたり、男性に性的魅力を感じたりする男性。
B	バイセクシャル (Bisexual)	両性愛者。男性も女性も恋愛対象としたり、男性にも女性にも性的魅力を感じたりする人。
T	トランスジェンダー (Transgender)	自分の生まれたもった身体の性に違和感がある人。

また、自分の性別が分からない人（クエスチョニング）を加えて、「LGBTQ」という言い方もあります。さらに、性的指向が男性でも女性でもない、トランスジェンダーでレズビアンである等、性的指向や性自認のあり方は多様です。

【声】

幼稚園時代、僕ともわたしとも言えず自分のことを、自分と呼んでいたら「女の子だからわたしでしょ。」と幼稚園の先生に直された。恥ずかしくてなかなか自分を呼べなかった。(引用A)

【声】

子育ての場面で、保育園に男女が青と赤に分かれていたスモックの色について問題提起したら、黄色に統一してくれて嬉しかった。(引用A)

【声】

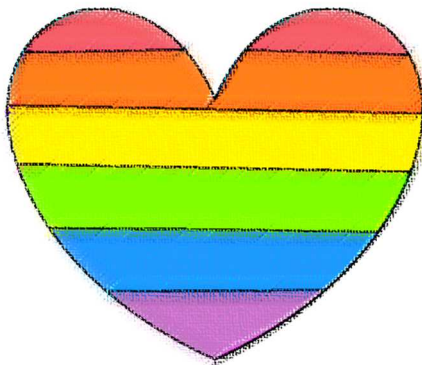
制服など嫌なことはたくさんあったが、一番問題になったのは、その「嫌だということ」という気持ちが「おかしい、変だ。」と言われねじ曲げられたこと。(引用A)

【声】

学校や教科書で多様な性に関して適切な情報を得られず、相談できる場所もなかった。インターネット上で情報を探しても不正確なものばかりで、「誰かにバレたら生きていけない。」「大人になれない。」と思った。(引用B)

【声】

メディアで性別違和や同性愛をおかしいものと話したり、存在しないとしたり、笑いのネタにしたり、カミングアウトした当事者に対して否定したりするのを見て、深く傷つけられた。 ※カミングアウト：打ち明けること (引用B)



【声】

毎年高校の文化祭でGAY(ゲイ)コンという女装コンテストがあったが、その話になった時に国語の先生が、「ゲイイコール女装ではない」とひとこと言ってくれた。誰も気にしていなかったが、私には安心感があった。(引用A)

【声】

テレビ番組に出演しているオネエタレントを見て、親が「生まれてくる子がゲイなら中絶する。」「うちの家族にはいなくてよかった。」と言われ、傷ついた。(引用B)

【声】

地方では、周囲に性的指向や性自認等についてカミングアウトしづらく、心から打ち解けられる友人ができず、住み慣れた土地を結局離れて都会に出ざるを得なかった。(引用B)

【声】

トイレや更衣室を分けてくれた。カミングアウトからその対応までが迅速で感謝した。戸籍上は女性だが、自分を指すときに「彼」と言ってくれた。自分はその場にいなかったが、そのように認識してもらえて嬉しかった。(引用A)

【声】

避難所を管理する自治体職員に性的指向や性自認への配慮を求めたところ「こんな大変な時にわがままを言わないでほしい。」とたしなめられた。(引用B)

「ある女性」のエピソード

私は「女性」です。

幼少期から小学生の頃は、男の子とも女の子とも遊んでいました。中学生になり、友達同士で好きな男子のうわさ話をするようになりましたが、私は興味がありませんでした。友達と話を合わせられるように、好きな男子を見つけようと努力しましたが、見つけれませんでした。その後、共学の高校に通うようになり、私のことを好きになってくれた男子がいて、「付き合えば好きになるだろう。」と思いましたが、やっぱり好きになれませんでした。

私は、ほかの女子と同じようには男子を好きになれなかったので、「自分は変なの？どうしてなの？私だけなの？」と、不安な気持ちでいっぱいになりました。そして、友達はこんな自分を受け入れてくれないのではないかと、毎日悩み続けました。

最近、心の底から好きな人ができました。職場の同僚です。好きになればなるほど、その人に本当の私を知ってもらいたいという気持ちが強くなってきています。でも、受け入れてもらえなかったらどうしようという不安な気持ちもあります。その人との関係が悪くなってしまうなら、ずっと黙っていた方がいいのではないかと、苦しい気持ちでいます。

その私の好きな人は、私と同じ「女性」なのです。

- ◎ 性的少数者は、人との関わりや日常生活を送る上で、どのような生きづらさを抱えているでしょうか。

誰もが自分らしく生きるために
～多様な性を認め合える社会を目指して～

これからの自分について考えよう



参考：「人権教育指導者用リーフレット」（栃木県教育委員会）を基に作成

- ◎ 性的少数者が自分らしく生きることができる社会をつくるために、どのようなことを心掛けていけばよいでしょうか。

フィルムフォーラム「めぐみ」

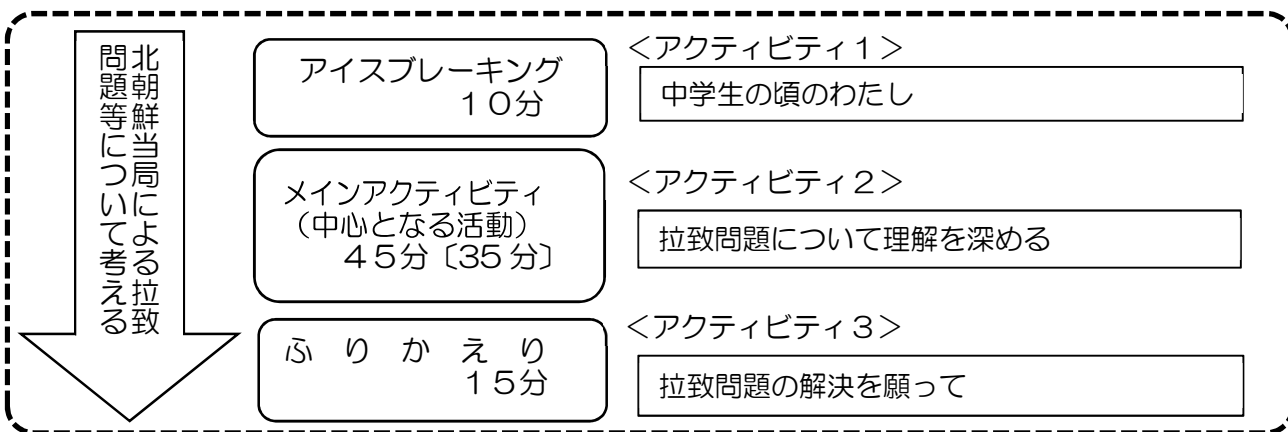
北朝鮮当局による
拉致問題等

ねらい

拉致問題啓発アニメ「めぐみ」を視聴して、拉致という行為が重大な人権問題であることを知り、他人事とせず、その解決を願う意識を高めます。

時間	70分〔60分〕	人数	1グループ4～6人
準備	映像資料（拉致問題啓発アニメ「めぐみ」 25分）〔短縮版 15分〕 資料①・②・③ 資料④・⑤・⑥（ファシリテーターが使用） ワークシート 筆記用具		

学習の流れ



<アクティビティ1> 中学生の頃のわたし

活動のねらい

自分自身が中学生だった頃のことを思い出す活動をとおして、拉致された当時のめぐみさんの姿をイメージし、拉致問題への関心を高めます。

活動の進め方

〈準備〉資料④

- 1 自分の名前、所属、中学生の頃の思い出を紹介し合います。
- 2 めぐみさんが拉致された1977年頃に話題になっていたことをキーワードに、めぐみさんの日常生活をイメージします。

実施の際のポイント

話しにくいことは、無理に話をしなくてもよいことを伝えます。
参加者同士が中学生の頃の思い出を話し合うことで、人それぞれ、様々な想いや経験があることを確認します。

資料④を使って1977年に話題になっていたことをいくつか紹介します。めぐみさんが拉致された当時を具体的にイメージさせますが、イメージがわからない場合は、拉致から長い時間が経っているということを確認して、次の活動につなげます。

<アクティビティ2> 拉致問題について理解を深める

活動のねらい

アニメの視聴をとおして、拉致は重大な人権侵害であるという認識を深めます。

活動の進め方

〈準備〉映像資料（拉致問題啓発アニメ「めぐみ」）
資料①・②・④ ワークシート

- 1 ワークシートを見ながら拉致問題啓発アニメ「めぐみ」の概要を確認します。
また、アニメで扱われている、拉致に関するおもな出来事（資料①の☆印）を確認します。
- 2 視聴のポイントを確認後、映像を視聴します。
（25分）〔短縮版は15分〕
- 3 映像に登場するめぐみさんとその家族の気持ちを想像し、ワークシートに記入し、ワークシートに書いた内容をグループ内で発表します。
- 4 「日本政府が拉致被害者として認定している17名に係る事案①～⑫」（資料②）を確認し、拉致問題が依然として解決していないことを確認します。

実施の際のポイント

資料④あらすじの下線部が、資料①の☆印で示されている出来事であることを事前に確認しておきます。

資料①の☆印が、アニメで扱われている拉致に関するおもな出来事であることを伝えます。

視聴のポイントとして、以下の点を意識しながら、視聴するように声をかけます。

- ・強制的に家族と引き離されためぐみさんと家族の気持ち
- ・依然として解決しない拉致問題に対する家族の思い
- ・拉致によって、めぐみさんと家族が失ったことは何か

拉致は本人だけでなく、家族にとっても重大な人権侵害であることを確認します。

<アクティビティ3> 拉致問題の解決を願って

活動のねらい

重大な人権侵害である拉致問題を他人事とせず、その解決を願う意識を高めます。

活動の進め方

〈準備〉資料③ ワークシート

- 1 拉致問題解決のためにできることはないか、グループで話し合います。
- 2 今日の活動をとおして、感じたことや考えたことをワークシートに記入し、グループ内で発表します。

実施の際のポイント

意見が出た後に、ファシリテーターは資料③を紹介します。

めぐみさんの母親、横田早紀江さんの言葉「私たちは、北朝鮮に住む一般市民の人たちを、憎んだり恨んだりしている訳ではありません。ただ親として、今も北朝鮮に囚われの身となっている娘を助け出したいだけなのです！」を取り上げ、北朝鮮にかかわる一般市民に対する、新たな憎しみを生まないように注意を促します。

*本プログラムの実施後は

日本政府拉致問題対策本部ではアニメ「めぐみ」・映画「めぐみ」の活用状況に関するアンケートを実施しています。アンケート（資料⑤）に御協力ください。

資料①

横田めぐみさんが拉致された昭和 52（1977）年から令和元（2019）年まで

拉致事案①～⑫は資料②を参照

西暦	元号	めぐみさんの年齢	拉致に関するおもな出来事（☆はアニメ「めぐみ」で扱われている出来事）
1977	昭和52年	13	拉致事案①②③の発生 ☆めぐみさんの拉致（11月15日）
1978	昭和53年	14	拉致事案④⑤⑥⑦⑧⑨の発生
1979	昭和54年	15	
1980	昭和55年	16	拉致事案⑩⑪の発生
1981	昭和56年	17	
1982	昭和57年	18	
1983	昭和58年	19	拉致事案⑫の発生
1984	昭和59年	20	
1985	昭和60年	21	
1986	昭和61年	22	
1987	昭和62年	23	☆大韓航空機爆破事件発生 容疑者である金賢姫（キム・ヒョンヒ）の証言から北朝鮮による日本人拉致が判明
1988	昭和63年	24	
1989	昭和64年/平成元年	25	
1990	平成2年	26	
1991	平成3年	27	
1992	平成4年	28	
1993	平成5年	29	
1994	平成6年	30	
1995	平成7年	31	
1996	平成8年	32	
1997	平成9年	33	☆「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（家族会）」の結成・活動開始
1998	平成10年	34	
1999	平成11年	35	
2000	平成12年	36	
2001	平成13年	37	
2002	平成14年	38	☆第1回日朝首脳会談 金正日（キム・ジョンイル）国防委員が日本人拉致を認める。 ☆拉致被害者5人（資料②の※）の帰国
2003	平成15年	39	
2004	平成16年	40	第2回日朝首脳会談 地村さんの御家族、蓮池さんの御家族が帰国 曾我ひとみさんの御家族が帰国・来日 ☆北朝鮮がめぐみさんの遺骨を提出（鑑定の結果別人のものとは判明）
2005	平成17年	41	
2006	平成18年	42	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」成立
2007	平成19年	43	
2008	平成20年	44	拉致問題啓発アニメ「めぐみ」の企画・作成
2009	平成21年	45	
2010	平成22年	46	
2011	平成23年	47	「北朝鮮当局による拉致問題等」を「人権教育・啓発に関する基本計画」に追加する事を閣議決定
2012	平成24年	48	
2013	平成25年	49	
2014	平成26年	50	横田さん夫妻とキム・ウンギョンさん（めぐみさんの娘）との面会 （於：ウランバートル）
2015	平成27年	51	
2016	平成28年	52	
2017	平成29年	53	
2018	平成30年	54	
2019	平成31年/令和元	55	

参考）北朝鮮による日本人拉致問題 一日も早い帰国実現に向けて

<https://www.rachi.go.jp/jp/shisei/keihatsu/pdf/p-jp2019.pdf>

資料②

日本政府が拉致被害者として認定している 17 名に係る事案①～⑫

No.	拉致事案	拉致被害者（当時の年齢と失踪場所）
①	宇出津事件	久米 裕さん（52・石川県）
②	女性拉致容疑事案	松本 京子さん（29・鳥取県）
③	少女拉致容疑事案	横田 めぐみさん（13・新潟県）
④	元飲食店定員拉致容疑事案	田中 実さん（28・兵庫県）
⑤	李恩恵拉致容疑事案	田口 八重子さん（22・不明）
⑥	アベック拉致容疑事案	※地村 保志さん（23・福井県） ※地村 富貴恵さん（旧姓：濱本）（23・福井県）
⑦	アベック拉致容疑事案	※蓮池 薫さん（20・新潟県） ※蓮池 祐木子さん（旧姓：奥土）（22・新潟県）
⑧	アベック拉致容疑事案	市川 修一さん（23・鹿児島県） 増元 るみ子さん（24・鹿児島県）
⑨	母娘拉致容疑事案	※曾我 ひとみさん（19・新潟県） 曾我 ミヨシさん（46・新潟県）
⑩	欧州における 日本人男性拉致容疑事案	石岡 亨さん（22・欧州） 松木 薫さん（26・欧州）
⑪	辛光洙事件	原 勲晁さん（43・宮崎県）
⑫	欧州における 日本人女性拉致容疑事案	有本 恵子さん（23・欧州）

○この他にも、拉致の可能性を排除できない事案として、883名（2018年10月現在）に関する国内外からの情報収集や捜査・調査が続いています。表中の※の5人は、2002年に帰国した拉致被害者を示しています。

参考） 政府拉致問題対策本部 HP <https://www.rachi.go.jp/jp/ratimondai/jian.pdf>

- ・ブルーリボン運動

拉致被害者の救出を求める国民運動は、ブルーリボンと青色を運動のシンボルにしています。青色は、被害者の祖国日本と北朝鮮を隔てる「日本海の青」を、また、被害者と御家族を唯一結んでいる「青い空」をイメージしています。

- ・北朝鮮人権侵害問題啓発週間
(毎年 12月 10日～16日)

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年 12月 10日～16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

この週間には、国と地方自治体において様々な事業が実施されています。

一日も早い**拉致問題**の解決に向け、
政府は全力で取り組んでまいります。
拉致問題の解決のためには、
私たち一人ひとりの強い思いが必要です。

必ず **助け出す!**
12月10日～16日
北朝鮮
人権侵害問題
啓発週間

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

■ 拉致問題対策本部ホームページ <http://www.rachi.go.jp/> ■ 法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken103.html>
■ 人権ライブラリーホームページ (拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する資料の検索先) <http://www.jinken-library.jp/>

政府主催 拉致問題に関する国際シンポジウム
日程：12月14日(土) 場所：イノホール(東京都千代田区内幸町2丁目1-1)
主催：政府 拉致問題対策本部、法務省 お問合せ先：03-3581-8998
※詳細は、11月19日に拉致問題対策本部ホームページに掲載されます。

- ・産経新聞による「めぐみさんへの手紙」の募集

産経新聞では、北朝鮮に拉致され、いまだに帰国が実現しない横田めぐみさんらすべての拉致被害者にささげる「めぐみさんへの手紙」を、全国の小中学生や高校生、大学生から募集しています。学校のクラス単位での応募可能です。お子さんやお孫さんらにもお勧めください。

(字数は問いません。おおむね原稿用紙1～5枚、400～2000字程度)

郵送の場合は〒100-8078 (住所不要) 産経新聞社編集局社会部「めぐみさんへの手紙」係へ。eメールはnews@sankei.co.jpまで。

住所、氏名、年齢、電話番号(小中学生の場合は保護者の方の連絡先)を明記してください。

参考)

政府拉致問題対策本部 HP

<https://www.rachi.go.jp/jp/minkan/index.html>

法務省 HP

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken103.html>

産経新聞 HP <https://www.sankei.com/world/news/191104/wor1911040021-n3.html>

資料④（ファシリテーターが使用）

1977年に話題になっていたこと

- ピンクレディーが大流行。
「渚のシンデバッド」「ウォンテッド」「カルメン' 77」「S. O. S」がヒットする。
- キャンディーズが「普通の女の子に戻りたい」と引退を宣言した。
- 沢田研二が「勝手にしやがれ」で日本レコード大賞を受賞。
- TVドラマ「赤」シリーズが大ブーム。12月から放映の「赤い絆」の主演は山口百恵。
- 王選手がホームラン世界記録 756 号を達成。国民栄誉賞第 1 号を受賞した。

拉致問題啓発アニメ「めぐみ」のあらすじ

- ※ 平成 30 年 3 月 7 日付け 閣副第 78 号 29 文科初第 1576 号
北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品の活用促進について（依頼）から転載
<https://www.rachi.go.jp/jp/archives/2018/daijintsuuti0307.pdf>

○あらすじ

このアニメは、実際の事件を基にしたノンフィクションです。
下線部は資料②の年表に取り上げた出来事を示しています。

- 1977 年（昭和 52 年）新潟市の海岸近くに住んでいた横田めぐみさんは、普通の人たちと同じようにご両親や 2 人の弟さん達と仲良く生活していましたが、11 月 15 日の夕方、クラブ活動のバドミントンの練習を終えて下校する途中に突然、姿を消してしまいました。
- 帰ってこないめぐみさんを心配した御家族は、必死で探します。お父さんの横田滋さんは毎朝、少し早めに家を出て、海岸を見て回ったそうです。お母さんの早紀江さんも、家の事が終わると町のあちこちを歩き回ったり、警察の捜査だとか、TV 番組の公開捜査など、あらゆる手段でめぐみさんをさがしましたが、行方は、まったく分かりませんでした。
- ところが、行方不明になってから 2 年が過ぎた 1978 年（昭和 53 年）頃、日本海側で多くのアベックが姿を消してしまう事件の記事が新聞に掲載されました。その後、警察などの捜査や、1987 年 11 月に発生した大韓航空機爆破事件の容疑者である北朝鮮工作員金賢姫（キム・ヒョンヒ）の証言により、拉致された日本人女性が関わっていることが明らかになったことから、めぐみさんも北朝鮮に拉致されたのではないか、という疑いが濃くなってきましたが、北朝鮮側は「あり得ない」と言って徹底して否定してきました。
- めぐみさんの行方が判らなくなった事件については、行方不明になってから 20 年後の 1997 年（平成 9 年）に、北朝鮮から逃げてきた元工作員が「学校から帰宅する途中、北朝鮮へ連れ去られた当時 13 歳の少女が、北朝鮮で生きているという話を聞いた」という証言が新聞に報道されたことから、ご両親は、めぐみさんの実名を出した報道に踏み切り、横田さん御夫妻を中心に「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（通称：家族会）」が発足され、署名活動や関係国に対して、理解を求めるなどの救出活動が始まりました。
- そして、2002 年（平成 14 年）9 月の日朝首脳会談で、北朝鮮の指導者である金正日が、初めて日本人拉致を認め、謝罪しました。北朝鮮側の説明では、めぐみさんやその他の拉致被害者は既に死亡しているか、北朝鮮には入国していないということでしたが、北朝鮮が死亡と説明した根拠や証拠の確かさが低いことが判り、被害者のご家族や政府は、被害者の方々は生存しているということを前提として、北朝鮮に対して、拉致被害者の早期帰国と真相究明、拉致実行犯の引渡しを求めているところです。

資料⑥(ファシリテーターが使用)

・「めぐみ」を活用した場合、本アンケートを内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室まで FAX にて送信してください。

令和 年 月 日

内閣官房 拉致問題対策本部事務局 政策企画室 行

(FAX : 03-3581-6011)

都道府県名 _____

市区町村名 _____

学校(施設)名 _____

(国公立の別 : ・国立 ・公立 ・私立)

アニメ「めぐみ」・映画「めぐみ」の活用状況に関するアンケート

1. 何を視聴されましたか。該当するものに○を付してください。

アニメ「めぐみ」(全体版・短縮版) _____ 映画「めぐみ」()

2. どなたが視聴されましたか。該当するものすべてに○を付してください。

児童・生徒() 教職員() 保護者() 地域住民()

その他(具体的に記入してください) ()

3. 上記2. で「児童・生徒」に○を付した場合、次の(1)及び(2)にご回答ください。

(1) 教育課程上、次のどれに該当しますか。該当するものすべてに○を付してください。

教科の指導の中() 道徳(人権教育を含む)() 総合的な学習の時間()

特別活動(具体的に記入してください) ()

その他(具体的に記入ください) ()

(2) 視聴した学年に、○を付してください。(複数回答あり)

全学年() 1年生() 2年生() 3年生()

4年生() 5年生() 6年生()

4. その他、アニメまたは映画をご覧になったご感想、ご意見等をご記入ください。

アニメ、映画について :

職員の説明等について :

※この様式のワードファイルの送付を希望する場合は、上記事務局までご連絡ください。

※このアンケートの集計結果については、公表する場合がありますので予めご承知おきください。

ご協力、有り難うございました。

めぐみさんとその家族の気持ちを想像し、記入しましょう。



ふりかえり

今日の活動全体をとおして、感じたことや考えたことを記入しましょう。



拉致問題啓発アニメ「めぐみ」について

- 2008年に日本国政府拉致問題対策本部が企画、制作しました。（文部科学省選定作品）
- 拉致問題対策本部のウェブサイトにて無料配信されています。この問題を広く知ってもらうため、コピー、転載が自由にできます。日本語に加え、英語、中国語、韓国語、ロシア語の吹き替え版、フランス語、スペイン語、ドイツ語、イタリア語、タイ語の字幕版があります。
- DVDは各市町の公民館、生涯学習センター、コミュニティセンター及び県生涯学習課、各教育事務所ふれあい学習課、総合教育センター生涯学習部が所蔵しています。御連絡いただければ貸し出しします。
- 全編25分の作品ですが、2020年に短縮版（15分）も制作されています。

参 考



表紙イラスト

令和元（2019）年度人権に関するイラスト入賞作品

「幸せの未来のために」 下野市立南河内中学校 ^{ほんだ} 本多 ^{かなみ} 叶実さん

【制作意図】 今、世界的な課題となっている「セクシュアルマイノリティ」（LGBT）を世界が、みんなが、認め合い、みんなで幸せを感じられる未来を考えて描きました。



参考文献一覧

- ・「人権の窓（高校1年学習資料）」 栃木県教育委員会
- ・「平成30（2018）年度人権に関する作文」 栃木県教育委員会
最優秀作品 佐野市立界小学校5年 富田 結衣
- ・平成30年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）～法務省の人権擁護機関の取組～
- ・「人権擁護に関する世論調査（平成29年10月調査）」（内閣府政府広報室）
- ・熊本市男女共同参画センター はあもにい「熊本地震・被災女性支援サイト」
<http://www.harmony-mimoza.org/hisai/>
- ・パルティとちぎ男女共同参画センター「男女共同参画の視点で取り組む防災ハンドブック」
- ・電通ダイバーシティ・ラボ「LGBT調査2018」
<https://www.dentsu.co.jp/news/release/pdf-cms/2019002-0110.pdf>
- ・「(C)特定非営利活動法人 虹色ダイバーシティ2019」HP
https://nijirodiversity.jp/wp1/wp-content/uploads/2019/11/20191125kosodate_survey.pdf
- ・「性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会」HP
[http://lgbtetc.jp/wp/wp-content/uploads/2019/03/困難リスト第3版\(20190304\).pdf](http://lgbtetc.jp/wp/wp-content/uploads/2019/03/困難リスト第3版(20190304).pdf)
- ・「人権教育指導者用リーフレット」 誰もが自分らしく生きるためにー多様な性にポジティブな学校づくりをめざしてー 栃木県教育委員会 栃木県教育委員会 平成29（2017）年3月
- ・「北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ『めぐみ』」
- ・政府拉致問題対策本部 HP
<https://www.rachi.go.jp/jp/minkan/index.html>
- ・法務省 HP
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken103.html>
- ・産経新聞HP
<https://www.sankei.com/world/news/191104/wor1911040021-n3.html>



編 集 委 員

（〇印は編集委員長）

石塚 秀幸	栃木県教育委員会事務局河内教育事務所ふれあい学習課社会教育主事
大橋 礼子	栃木県教育委員会事務局上都賀教育事務所ふれあい学習課社会教育主事
添谷 元良	栃木県教育委員会事務局芳賀教育事務所ふれあい学習課副主幹
山口 健一	栃木県教育委員会事務局下都賀教育事務所ふれあい学習課社会教育主事
○ 中山 孝志	栃木県教育委員会事務局塩谷南那須教育事務所ふれあい学習課社会教育主事
大森 誠	栃木県教育委員会事務局那須教育事務所ふれあい学習課社会教育主事
近藤 正和	栃木県教育委員会事務局安足教育事務所ふれあい学習課副主幹
永島 寿一	栃木県総合教育センター生涯学習部副主幹
針谷 英子	栃木県教育委員会事務局生涯学習課ふれあい学習担当社会教育主事

「人権ワークショップ 2019」

令和2（2020）年3月

編集・発行

栃木県教育委員会事務局生涯学習課

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

TEL 028-623-3404 FAX 028-623-3406

E-mail syougai-gakusyuu@pref.tochigi.lg.jp

※本資料は、下記ホームページにも掲載します。

栃木県教育委員会/人権に関する社会教育指導資料

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m06/education/shougai/suishinjigyou/jinken-guide.html>

栃木県 人権 指導資料

🔍 検索

